

千葉県警察本部新庁舎建設等事業 入札説明書等に関する質問への回答

平成16年11月26日

千 葉 県

平成16年11月4日(木)から11月12日(金)までの間で受け付けた入札説明書等に関する質問及びその回答を公表します。

合計で342件のご質問を頂きました。沢山のご質問、ありがとうございました。

また、回答作成に当たり、質問の順序については編集しておりますので、質問者毎の並びにはなっていません。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
1	入札説明書	3	第2	1	(3)	ア(ウ)c, d,e	c.d.eに規定する業務は構成員・協力的会社としなくても良いとの解釈でよろしいですか？	SPCからc.d.eの業務を直接受託する予定の運営企業は、応募グループの構成員・協力企業となり、入札説明書P6.第3.3.(1)入札に参加する者の構成等及びP7.第3.3(3)入札参加者の構成員等の制限が適用されます。再委託先は下請け企業となります。
2	入札説明書	5	第3	2			入札説明書等に関する質疑につきましては、今回の質疑(11月12日締切)のみとなっていますが、1月に行なわれる追加頒布資料等に関する質疑・回答の折に、入札説明書等に関する追加質疑・回答を実施してもらえませんか。	実施設計図書又は要求水準書(特殊器機編)に係わる事業契約書(案)、別紙、基本協定書(案)への質問はお受けします。
3	入札説明書	5	第3	2			募集・選定に当たってのスケジュールが記載されておりますが、要求水準書(施設整備・維持管理・運営編)においての質問受付は、11月4日～11月12日の1回(今回)のみでしょうか。他の質問受付時に提出することは可能でしょうか。	No2を参照して下さい。
4	入札説明書	6	第3	3	(1)		入札参加者には「その他本事業に関連する業務」を実施する企業の参加が認められていますが、この企業については資格要件及び県の入札参加資格の認定は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、入札説明書P6.第3.3.(1)入札に参加する者の構成等及びP7.第3.3(3)入札参加者の構成員等の制限は適用されます。
5	入札説明書	6	第3	3	(1)	ア	代表企業が応募グループの構成員の中で最大出資者でなくてもかまわないという解釈でよろしいですか？	入札説明書P19.第3.6.(2).ア出資の条件等をご覧ください。
6	入札説明書	6	第3	3	(1)	ウ	SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者以外に、構成員から業務を受託し、又は請け負うことを予定しているものについても協力企業とすることは可能でしょうか。	認められません。SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者が構成員又は協力企業となります。
7	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(ウ)	監理技術者で(工)に掲げる工事の監理実績がある者を専任で配置できる事とありますが、(工)に掲げる工事について、元請として過去10年間に完工した工事の施工経験を有する監理技術者を専任で配置可能であること、と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、(工)に掲げる工事と同等の工事について監理実績がある者も認めることといたします。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
8	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(ウ)	『共同で一つの業務に当たる場合はいずれかが資格要件を満たすこと。』とは建築一式工事を複数の企業が共同で業務を行なう場合、代表企業が経営事項審査結果の総合評価値が1,200点以上であれば、他の協力企業は総合評価値1,200点未満でも良いでしょうか。	「ただし、共同で一つの業務に当たる場合はいずれかが資格要件を満たすこと」とは、「実施方針等に関する質問への回答」No.27の回答と同じことを意味します。資格要件を満たす企業が、構成員又は協力企業となります。
9	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(ウ)	実施方針の質問回答No.27においては、資格要件を満たした者が応募グループの構成員又は協力企業となる(点数の足りない企業については構成員又は協力企業となりえない。)とされております。一方、当入札説明書においては、ただし書きにより(JVの)いずれかが資格要件を満たすこととの記述となっております。総合評価値の点数が足りない企業についても構成員又は協力企業として参加できるように変更になったという解釈で宜しいでしょうか。	「ただし、共同で一つの業務に当たる場合はいずれかが資格要件を満たすこと」とは、「実施方針に関する質問への回答」No.27の回答と同じことを意味します。構成員又は協力企業となるためには、資格要件を満たすことが必要です。
10	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(エ)	(ウ)のただし書きは(エ)についても適用され、(JVの)いずれかが施工実績を有していれば、実績を有しない企業についても構成員又は協力企業として参加できるという解釈で宜しいでしょうか。	「ただし、共同で一つの業務に当たる場合はいずれかが資格要件を満たすこと」とは、「実施方針に関する質問への回答」No.27の回答と同じことを意味します。構成員又は協力企業となるためには、資格要件を満たすことが必要です。
11	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(エ)	延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎又はこれに準ずる施設とありますが、これに準ずる施設とはどういった施設が対象になるのでしょうか？例えば、官庁発注の延べ面積10,000㎡以上のコンベンションセンター、旅客ターミナルビル等は対象になりますか？	認められません。「官公庁舎に準ずる施設」とは「国及び地方公共団体の建物で、複合施設の場合は、事務をするために使用する部分(床面積)が50%を超えるもの」及び「国及び地方公共団体以外の組織(民間を含む)がその自己の事務をするために使用する建物(商業施設、学校、工場、住宅、収容施設その他を除く)で、複合施設の場合は、事務をするために使用する部分(床面積)が50%を超えるもの」とします。
12	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(エ)	こちらで問われている施工実績について、「これに準ずる施設」の定義を具体的にご教示下さい。(官公庁舎に準ずる用途の場合でも、公営住宅等は該当しないのでしょうか。)	該当しません。No.11をご参照ください。
13	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(エ)	建築一式工事企業の延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎の施工実績、又はこれに準ずる施設とは、官庁発注の病院施設は含まれますか。	含みません。No.11をご参照ください。
14	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(エ)	建築一式工事企業の延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎の施工実績とは建築一式工事を複数の企業が共同で業務を行なう場合、経営事項審査結果総合評価値1,200点以上の代表企業が施工実績を満たしていれば、他の協力企業は施工実績を満たさなくても良いでしょうか。	「ただし、共同で一つの業務に当たる場合はいずれかが資格要件を満たすこと」とは、「実施方針等に関する質問への回答」No.27の回答と同じことを意味します。資格要件を満たす企業が、構成員又は協力企業となります。
15	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(エ)	「建築一式工事企業は、入札公告日以前10年以内で工事を完成引渡した、延べ床面積10,000㎡以上の官公庁舎又はこれに準ずる施設を元請として施工した実績のある者」とありますが、JVで業務に当たる場合、JV代表企業が当該要件を満たしていれば良いですか。	総合評価値又は総合評価値が1,200点以上の企業に施工実績が必要です。構成員又は協力企業となるためには、資格要件を満たすことが必要です。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
16	入札説明書	7	第3	3	(2)	ア(エ)	建設業務に当る者の資格要件の10,000㎡以上の官公庁舎又はこれに準ずる施設とは、庁舎に類似した民間のオフィスビルなども認めていただけますでしょうか。	No.11に該当する場合は、認めます。平成16年8月31日付け「実施方針等に関する質問への回答」No.30は訂正します。
17	入札説明書	7	第3	3	(2)	イ(ウ)	業務実績を証明するにあたって、複数の物件により実績が満たすことをお示しすることもよろしいでしょうか。 (例、「建物清掃」：A物件、「建築設備保守」：B物件。各々の物件で10,000㎡以上の官公庁舎の場合)	ご質問のとおりです。
18	入札説明書	7	第3	3	(2)	イ(ウ)	「建物清掃」及び「建築設備保守」について、入札公告日以前10年以内で、延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎の業務実績のある者。とありますが、以下の施設は官公庁舎として認められますか。 「主用途として、行政施設が入居する施設」	官公庁舎として認められません。「官公庁舎」とは「国及び地方公共団体がその事務をするために使用する建物で、学校、病院及び工場、刑務所その他収容施設を除くもの」とします。
19	入札説明書	7	第3	3	(2)	イ(ウ)	維持管理業務及び運営業務に当たる者の資格要件として「建物清掃」及び「建築設備保守」については入札公告日以前10年以内で延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎の業務実績、「警備・受付」については、入札公告日以前10年以内で官公庁舎の業務実績が求められています。しかし、当該業務に関しては民間の大型物件においても様々な業務ノウハウが必要とされており、そのようなノウハウをもった企業の参加を即すことでより良い提案が提示されると思われま。	原文のままとします。本事業では事業内容や施設規模、施設の性格等を勘案し、応募者の資格要件の設定を行っています。したがって、資格要件に該当する応募者からの積極的な応募を求めます。なお、「警備・受付」の業務実績は、「警備」又は「受付」どちらか一方の実績があれば結構です。
20	入札説明書	7	第3	3	(2)	イ(ウ)	「建物清掃」及び「建築設備保守」について、入札公告日以前10年以内で、延べ面積10,000㎡以上の官公庁舎の業務実績のある者。とありますが、以下の施設は実績として認められますか。 関東某県の公共複合施設 規模：約85,000㎡ 用途：行政施設（工業技術センター、産業振興センター、他2施設） 文化施設（映像ホール、学校、その他関連施設）	該当しません。No.18をご参照ください。
21	入札説明書	7	第3	3	(2)	イ(ウ)	維持管理及び運営業務に関する『官公庁舎の業務実績』について、地方公共団体が所有・運営している病院や文化施設における業務受託実績は『官公庁舎の業務実績』としてお認めいただけますか？	該当しません。No.18をご参照ください。
22	入札説明書	7	第3	3	(2)	イ(エ)	(工)に「広報センター運営業務、福利厚生諸室運営業務、喫茶店運営業務に関する資格要件は除外する」とありますが、施設の維持管理及び運営を担当する企業でグループの構成員となる場合は、入札参加表明書および入札参加資格確認申請書を提出して資格審査を受けるのですか。又は協力企業となる場合は、入札参加表明書を提出して認可を受ける必要がありますか。	ご質問のとおりです。なお、資格要件を除外する業務については資格審査は不要です。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
23	入札説明書	7	第3	3	(2)	イ(エ)	「広報センター運營業務、福利厚生諸室運營業務、喫茶店運營業務に関する資格要件は除外する。」と記述されていますが、これらの業務にあたる者については、千葉県入札参加資格の認定は必要ないという解釈で宜しいでしょうか。	No.22をご参照下さい。
24	入札説明書	7	第3	3	(2)	ウ	当該業務に当たる者が、単独企業ではなく複数企業によるコンソーシアムを組む場合、当該コンソーシアムの組成に関して条件等があればご教示ください。	特殊機器の整備及び保守管理業務に当たるコンソーシアムの全ての者が、当該業務における全ての資格要件を満たすことを要求しております。
25	入札説明書	7	第3	3	(2)	ウ(ウ)	刑事部会議室システム、警備部会議室システムの類似システムとは、どのようなものを指すかご提示下さい。例えば、オフィスの役員会議システム等でも可能でしょうか？	平成16年8月31日付け「実施方針等に関する質問への回答」No35をご参照下さい。オフィスの役員会議システムは類似システムに該当しません。
26	入札説明書	12	第3	4	(2)	オ(ア) f	実施設計図書の支払については現金になりますか？請求書による振込になりますか？	現金ではなく、請求書による振込でお願いします。
27	入札説明書	8	第3	3	(3)	キ	法人県民税、法人市町村民税、法人事業税の未納のないことを証明する書類は、本社所在地に関するものを提出すればよいのでしょうか。	地方税については、本社所在地の都道府県、市町村の納税証明書を提出してください。さらに、千葉県内に事業所を有する応募企業は、千葉県及び主たる事業所が所在する市町村の納税証明書を提出してください。
28	入札説明書	13	第3	4	(2)	ク	入札参加資格確認後は、構成員又は協力企業の変更及び追加は原則として認めないとありますが、どのような場合に認められるのでしょうか。具体的にお示しください。	原則として認められません。その都度の事情により検討します。
29	入札説明書	13	第3	4	(2)	ク	入札参加表明書に構成員または協力企業として明記した企業が、その後の提案検討段階において事業全体の中でその企業の果たす役割がなくなると応募グループの代表企業が判断し、構成員、または協力員から外すことは「応募企業、応募グループの構成員又は協力企業の変更」に該当するのでしょうか。またその場合は「応募グループの構成員等変更届」の提出が必要でしょうか。	No.28をご覧ください。
30	入札説明書	13	第3	4	(2)	サ	入札参加資格の確認基準日以降の扱いとして「その理由がやむを得ないと県が認めた場合には」とあります。どのような場合が該当するか、具体的にお示しください。	No.28をご覧ください。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
31	入札説明書	15	第3	4	(3)	(キ) b	入札金額は、様式集の様式107の「県の支出額計」の行の合計額(20年分)とありますが、県の支出額計は、県の支払うサービス購入費に消費税を加算したものでしょうか。	ご質問のとおりです、ただし施設整備費等については、事業契約書(案)別紙3に記載の施設整備費等一時払金が支払われることを想定して算出してください。
32	入札説明書	15	第3	4	(3)	(ケ) a	提案資料が公表される際、作成元への問い合わせも考えられるので、県が提案資料を使用される場合は、作成元に通知いただくことは可能でしょうか。	本事業の公表とは平成17年6月上旬を予定している審査結果の公表を意味します。また、その他、県が必要と認めるときとは公表を想定していません。
33	入札説明書	17	第3	5			「予定価格の範囲内の価格をもって申込をした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込をした者を落札者とする」とあります。その他の条件とは具体的にどのような条件が含まれるのかご例示ください。例えば、当該施設に最も近いところに事業所やサービスセンターがあり、緊急時対応が早いと思われる、従来の操作方法や運営形態が適用できるので、利用者の習熟が早いなども条件となりえますか。	落札者決定基準を参照ください。応募者からの創意工夫ある提案を期待しています。
34	入札説明書	22	第6	3			建設費に対する国庫補助金の導入に向けて準備を進めているとありますが、国庫補助金の導入是非については、いつ頃結論が出るのでしょうか。	基本協定の締結までを想定しています。
35	入札説明書	22	第6	3			国庫補助金の決定時期はいつですか。また入札価格などに反映する必要が生じる可能性はありますか。	基本協定の締結までを想定しています。施設整備費等については、事業契約書(案)別紙3に記載の施設整備費等一時払金が支払われることを想定してください。
36	入札説明書	別紙	3	(1)			()書きに「通信指令システム更新費含む」とありますが、10年間の特殊機器保守管理費は別(この数字に含まれない)と考えて良いですか。	ご質問のとおりです。
37	入札説明書	別紙	3	(2)			年間修繕費(施設建設費に対する割合)をお示しいただいておりますが、施設建設費には、広報センター整備費及び特殊機器整備費、あるいは備品は含まれているのでしょうか。	含まれておりません。
38	要求水準書(施設整備・維持管理・運営編)	2	第1	5	(1)		駐車場台数(176台)のうち、公用車・職員用・一般利用者用の内訳をご教示いただけますでしょうか。	車いす使用者用駐車スペース(4台)を計画していますが、公用車・一般利用者用の内訳は検討中です。なお、職員用は計画していません。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
39	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	6	第2	3	(1)	オ	土日祝祭日以外に施工できない日があればご教示願います。	住民説明会等の結果により施工できない日、時間帯が生じる場合が想定されます。
40	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	6	第2	3	(1)	キ	「事業者の責任において」とありますが、想定されない事項については都度協議し、責任の所在を明らかにした上で実施する、との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
41	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	6	第2	3	(2)	イ	「設計図書」に含まれないものは、本事業に含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	解体撤去業務及び建設工事業務については設計図書（設計変更したものを含む。）に基づいて実施していただきますが、事業契約書(案)、入札説明書等及び入札提案書等記載の内容も業務に含まれます。
42	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	6	第2	4	(1)	オ	土日祝祭日以外に施工できない日があればご教示願います。	住民説明会等の結果により施工できない日、時間帯が生じる場合が想定されます。
43	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	6	第2	4	(1)	キ	協議には「設計者」も参加するとの理解でよろしいでしょうか。	協議会の判断によります。
44	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	7	第2	4	(1)	ク	「事業者の責任において」とありますが、想定されない事項については都度協議し、責任の所在を明らかにした上で実施する、との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
45	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	6	第2	4	(2)	カ,コ	建設工事業務内容の中で、電波障害については、「カ」と同様の内容が「コ」においても記述されておりますが、障害対策の内容について異なるのでしょうか。	「カ」は建物自体についての記述であり、「コ」は工事中の仮設等についての記述となります。
46	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	7	第2	4	(2)	カ	竣工後の施設による電波伝搬路への障害ではなく、工事に際しての障害の有無の調査・対策を事業者がおこなうという解釈でよろしいでしょうか。また竣工後の施設に対する影響調査等のデータがございましたらお示しください。	工事期間中及び竣工後を対象としております。なお、事業者に公表できる影響調査等のデータはございません。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
47	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	7	第2	4	(2)	カ	電波伝搬路への障害が予想される場合には、当該電波の発信者（県の緊急通信であれば県）と対策方法について協議することが対策費等の把握の為、必要になると思われれます。応募者は事前に発信者との協議を行うことは可能でしょうか。	基本設計に伴う既存電波伝搬路の調査は平成12年度に実施し、その結果電波伝搬路を遮へいする1回線については県が本事業外で別途対応する予定です。なお、当該電波の発信者との事前協議はご遠慮下さい。
48	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	7	第2	4	(2)	ク	「定期的に」とありますが、具体的にどの程度の頻度を想定しているのでしょうか。	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編） P7 工事監理業務(2)アに記載の工事監理者が県に報告するときに工事施工の状況確認を行います。
49	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	7	第2	4	(2)	ソ	「県が別途発注する機器等」の業者との調整は、貴県と事業者が共同して実施することとして頂きたく。また、工事概要（施工者・工期・作業員数等）も工程作成上、必要となりますのでご教示願います。	事業契約書（案）第21条第4項に記載のとおり、県とSPCが協議を行うこととなります。また、現段階では工事概要等は決まっておりますが、主なものについては、平成16年8月31日付け「実施方針等に関する質問への回答」No98にて公表しております。
50	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	9	第2	6	(6)	イ（オ）	作成したビデオテープ、DVD、CD-Rについて、提出する数量をお示しください。	各媒体について5本づつ提出ください。
51	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	10	第2	8	(1)	イ	不動産登記は表示登記および保存登記という解釈で宜しいでしょうか。また、保存登記完了の期限は施設引渡し日までという解釈で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
52	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	10	第2	8	(1)	イ	事業者は県が行う不動産登記に必要な手続きに関する補助業務を行うこととされておりますが、表示登記手数料は県の負担と考えてよろしいでしょうか。また、補助業務とは具体的にはどのようなことを想定されておりますでしょうか。	平成16年8月31日付け「実施方針等に関する質問への回答」No102にて公表したおりの業務を行っていただきますが、不動産登記は県が行いますので、登記手数料は県の負担とします。
53	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	10	第2	8	(2)	ウ	施設引渡業務において、県による完成確認とは具体的にはどのような内容でしょうか。	事業契約書（案）第33条に記載のとおりです。
54	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	11	第3	1	(2)	イ	経年劣化や通常要求される期間を超えるものについては、本条項から適用除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）に定める要求水準を満たしていないならば、経年劣化や通常要求される期間を超えるものの如何を問わず補修、修繕及び更新を行っていただきます。また、補修、修繕及び更新は本事業に含まれます。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
55	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	11	第3	1	(2)	キ	「事業期間中及び事業期間終了後1年以内に大規模修繕が発生しないように業務を実施する。」とあります。法定耐用年数が15年となっている部位が多く、全事業期間である23年間実施しないことはあまりない状況であると考えられます。 大規模修繕を実施しない場合は、事業期間終了後2年目以降に集中的に発生する可能性があります。そのような計画で仕方ないと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）P14(8)用語の定義にある「オ 補修・修繕」は本事業に含まれますので、設備機器等の更新は本事業に含めていただきます。ただし、「コ 大規模修繕」に該当するものは本事業の範囲外となりますが、事業期間中及び事業期間終了後1年間は発生しないように業務を実施していただきます。なお、入札提案書に含まれる長期修繕計画書において事業終了1年後に著しい修繕が発生しないよう修繕計画を計画してください。
56	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	11	第3	1	(3)		「事業者は、関係法令で定める…一切の資料作成を行う。ただし、運営業務において独立採算として実施する維持管理業務は含まない。」とあります。独立採算業務が行われる場所であっても同一ビル内の消防設備などの法定点検は含むものとして考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
57	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	12	第3	1	(5)	オ	維持管理業務における業務従事者の要件の中で、防火管理計画は県が作成されるという解釈で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
58	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	12	第3	1	(5)	カ	「秘密」の定義についてご教示願います。	契約後、県とSPCの協議により定めます。
59	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	12	第3	1	(6)	イ(ア)	年間の開庁日をご教示願います。	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）P2に記載の「閉庁日」を除いた日となります。
60	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	13	第3	1	(6)	イ(カ)	消耗品・衛生消耗品（トイレトペーパー等）は来庁者及び職員の分は、含まないと考えて宜しいでしょうか？	来庁者及び職員の分も事業者の負担で用意していただきます。
61	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	13	第3	1	(6)	イ(ケ)	事業者は県が別途定める本件施設等の使用に係る管理規則に従うとありますが、この管理規則とは、どのようなものでしょうか。また、維持管理・運営業務に対してどのように係るものなのかご教示下さい。	庁舎管理規則を想定しています。同規則は維持管理・運営業務のうち、本件施設等の保安及び秩序維持に係るところに関係いたします。
62	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	14	第3	1	(8)	ケ	用語の定義として「衛生消耗品：トイレトペーパー、水石鹸、うがい薬等」とありますが、消耗品の中で事業者が負担すべき部分もあると考えられますので、「等」について具体的にご教示下さい。	県が想定するものとしては、トイレトペーパー、水石鹸、うがい薬が衛生消耗品となりますが、「等」については他に事業者の提案があれば「等」に含めることとします。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
63	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	15	第3	2	(2)	イ	「県と協議の上、その回復のために必要な補修・修繕を実施する。」とありますが、補修・修繕にかかる費用はサービス対価に含まれますか。	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編） P14(8)用語の定義にある「コ 大規模修繕」に該当するものを除きサービス対価に含まれます。
64	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	15	第3	2	(2)	ウ	設計図面等の更新は「設計者」が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の判断にお任せします。
65	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	17	第3	3	(2)	ア(ウ)	設計図面等の変更は「設計者」が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No64をご参照ください。
66	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	17	第3	3	(2)	イ(ウ)	設計図面等の変更は「設計者」が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No64をご参照ください。
67	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	17	第3	3	(2)	ウ(ウ)	設計図面等の変更は「設計者」が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No64をご参照ください。
68	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	18	第3	3	(3)		原則として、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁管轄部監修）」の最新版に基づき実施する…とありますが、最新版は現在の平成15年度版として解釈して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
69	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	18	第3	3	(3)	イ	特別高圧受電設備で24時間監視が必要と思われませんが、警備担当との兼務は可能でしょうか？	特別高圧受電設備の管理は常駐とし兼務によって業務に支障をきたすことなく、要求水準を全うすることが可能であればよいこととします。
70	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	19	第3	3	(3)	又	航空障害灯の管球交換時における設備もしくは機器類はございますでしょうか？	航空障害灯は設置しない予定です。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
71	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	21	第3	4	(2)	イ	「県と協議の上、その回復のために必要な補修・修繕を実施する。」とありますが、補修・修繕にかかる費用はサービス対価に含まれますか。	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編） P14(8)用語の定義にある「コ 大規模修繕」に該当するものを除きサービス対価に含まれます。
72	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	21	第3	4	(2)	ウ	設計図面等の変更は「設計者」が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No64をご参照ください。
73	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	21	第3	4	(3)	ウ	「道路、歩道上の掲示物や同様のものでも県の許可がないものは、すべて見つけ次第除去する。」とありますが、事前通知は不要でしょうか。そこで問題が発生した場合は、事業者が対応するのでしょうか。保管方法・費用、処分方法・費用等の考え方をご教示下さい。	除去時には県に事前通知をしていただきます。また、保管場所は県の指示により指定し、処分は県にて行います。
74	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	21	第3	4	(3)	エ	埋設配管の管理について具体的な要求水準がございましたらご教示下さい。	漏洩や詰りがなく正常に使用できる状態を維持していただければ事業者の提案にお任せしますが、県にて想定している管理としては「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」によります。
75	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	22	第3	5	(2)	ア（ウ）	衛生消耗品（トイレトーパー・水石鹸等）は、県の支給されるものと理解して宜しいでしょうか。	事業者の負担で用意していただきます。
76	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	22	第3	5	(2)	ア（オ）	設計図面等の変更は「設計者」が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No64をご参照ください。
77	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	25	第3	5	(3)	オ（ア）	「人体に害のない薬剤及び噴射方法を採用する。」とありますが、人体に全く害のない薬剤は考えにくいことから、人体により害の少ない薬剤と考えて宜しいでしょうか。	常識の範囲内でお考え下さい。
78	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	26	第3	6	(2)		植栽維持管理業務の業務時間・日時等について、特にご指定はございますでしょうか。	指定はありませんので事業者の提案によりますが、警察業務に支障がある場合は変更をお願いすることがあります。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
79	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	26	第3	6	(2)	ウ	設計図面等の変更は「設計者」が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No64をご参照ください。
80	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	27	第4	1	(5)	オ	「防火管理については、事業者の管理に属する部分に係る防火管理は事業者が有するものとする。」とはどのような意味でしょうか？当該部分の防火管理者を事業者から選任する、ということでしょうか？	平成16年8月31日付け「実施方針等に関する質問への回答」No109にて公表したとおりです。
81	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	27	第4	1	(5)	カ	「秘密」の定義についてご教示願います。	契約後、県とSPCの協議により定めます。
82	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	30	第4	2	(4)	イ	「庁舎周辺駐車場においては、駐車整理を行い…」とありますが、駐車整理とは具体的にどのような作業をいうのでしょうか。ご教示ください。	車両誘導の補助業務を想定しております。
83	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	30	第4	2	(3)		開庁日の午前8時30分から午後5時15分までは計3名、午後5時15分から翌日午前8時30分までは計2名配置するとありますが、これは常時配置している人数でポストという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
84	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	30	第4	2	(3)		業務従事者の配置の記載（開庁日の午前8時30分から午後5時15分に計3名、等）は、常時配置する、という意味でしょうか？それとも、休憩時間帯は配置を外れることが可能でしょうか？	常時配置している人数となります。
85	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	30	第4	2	(3)		警備スタッフは警備業法に基づいたレベルの配置で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
86	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	31	第4	3	(3)		受付案内業務従事者の予備1名とは休憩等席を外した場合の交代要員と考えて宜しいでしょうか。もしくは予備1名含めた常時3名配置でしょうか？	休憩等で席を外した場合の交代要員です。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
87	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	31	第4	4	(4)		広報センター運営業務において事業者が作成する案内用パンフレットはサービス購入費に含まれますか？含まれる場合は作成する部数をご教示ください。また、案内用パンフレットがサービス購入費に含まれる場合、パンフレットの増刷が必要なとき、その費用はサービス購入費とは別途で支払われるのでしょうか。	平成16年8月31日付け「実施方針等に関する質問への回答」No135で公表したとおり、パンフレットの作成はサービス購入費に含まれます。また、増刷についてもサービス購入費に含まれます。作成する部数については、20,000部を予定しておりますが、毎年の見学者等の推移により増減が予想されます。
88	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	31	第4	3	(4)	ア	受付にて庁内票の交付・訪問先への取次ぎを行った後、乗庁者（訪問者）の入館方法をご教示下さい。（担当者が迎えに来るなど）	担当者が受付まで迎えに行きます。
89	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	31	第4	4	(4)	ア（工）	広報センター案内用のパンフレットの作成を事業者が行うこととされておりますが、作成費用は事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	平成16年8月31日付け「実施方針等に関する質問への回答」No135で公表したとおりです。
90	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	31	第4	4	(4)	ア（キ）	各種機器の映像、パソコンソフト、歴史資料等の負担は貴県でしょうか。また、見直し後の追加費用等のお考えをお示し下さい。	事業者の負担とします。また、見直し後の追加費用等についても同様とします。ただし、歴史資料等に係わる歴史資料展示物については県で提供します。
91	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	31	第4	4	(4)	ア、イ	広報センターの必要人員として、受付に常時1名とありますが、見学案内でも別途人員が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
92	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	31	第4	4	(4)	ア、イ	見学者（団体等）の申込に対する受付は貴県が行われるのでしょうか。	県にて行います。
93	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	31	第4	4	(4)	ア、イ	広報センター案内用のパンフレットの作成、及び見学者記念用ステッカーの作成の費用は貴県のご負担と理解してよろしいでしょうか。	平成16年8月31日付け「実施方針等に関する質問への回答」No135で公表したとおりです。
94	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	32	第4	4	(4)	イ（ア）	「見学者に対して・・・案内を行う。（1コース90分程度）」とありますが、見学コースは何種類計画すれば宜しいでしょうか。また、1日あたり何回実施の予定でしょうか。	1団体で最大3組に分かれて見学していただくことを想定しているため、見学コースとしては3種類以上計画していただきます。また、1日あたりの実施回数は最大で3回を想定しています。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
95	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	33	第4	5			職員の勤務体制（土日祝・時間・人数等）を教えてください。	閉庁日については、原則として業務は実施していただきません。また、勤務時間や人数等は警察業務に支障をきたすため、公表いたしません。
96	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	33	第4	5	(2)	ア	別途定める設備、備品及び調理機器等を事業者が無償で貸し付けるとありますが事業者の運営上機能的且つ効率的な業務を行うため、県と事業者との設備の選定及びレイアウト等のコンセンサスをとることが必要と思われませんが、それは可能ですか？	可能です。
97	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	33	第4	5	(3)		現在の庁舎において昼食時の弁当食数や夜食等の食数等、把握されているデータ等ございましたらお示ください。	ご質問に関するデータ等はありません。
98	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	33	第4	5	(3)		管理栄養士は置く必要はありますか？	管理栄養士を置く必要はありません。
99	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	33	第4	5	(3)	イ	業務提供時間は、平日の午前11時から午後2時までとする。…と明記されております。食堂利用者を算出するに当たり、在庁者は総員で約2,000名とのことですが、交替勤務は有りますか？また、上記時間帯における在庁者の予想人数はわかりますか？	在庁者の予想人数は想定しておりません。また、交代勤務者については若干名ありますが人数は公表出来ません。
100	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	33	第4	5	(3)	ウ	食堂・喫茶室・売店の利用は職員の方に限られるのでしょうか。一般利用はないとお考えでしょうか。	一般利用は想定しておりません。
101	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	34	第4	5	(5)		クリーニングを利用される人数や取扱衣料量等は、どの程度でしょうか。過去に実績等ございましたらご教示ください。	平成14年度年間実績としては、延べ利用者数4,080人でした。
102	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	35	第4	6	(1)		来庁者等に対して軽食・飲物等の内容も事業者側の提案で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
103	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）	35	第4	6	(2)	ア	別途定める設備等を事業者は無償で貸し付けるとありますが事業者の運営上機能的且つ効率的な業務を行うため、県と事業者との設備の選定及びレイアウト等のコンセンサスをとることが必要と思われますが、それは可能ですか？	可能です。
104	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）					別添資料3	表の一般事項の項目に「入室制限」とありますが、どの程度の入室制限でしょうか。例えば、入室出来る時間帯が限られているとか、または事前に入室許可が必要な部屋を意味しているかなど。	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編） P12「（ア）各室への入室」に記載のとおりです。
105	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）					別添資料3	業務を行う上で、セキュリティレベルは当資料にございます入室制限があるか否かの2種類と理解してよろしいでしょうか。（多段階ではないということでしょうか。）	入室制限としては、入室不可、入室制限有、入室制限無となります。
106	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）					別添資料3	表の項目のうち『清掃業務-日常清掃-その他』とは、どのような業務（内容）を示しているのでしょうか。	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編） P23,24で規定しているもので、「床清掃」、「ごみ等収集」、「什器備品拭き」に含まれないものが想定出来るものに対して「その他」としております。（例えば、便所の衛生陶器拭きや衛生消耗品等の補充が対象となります。）
107	要求水準書（施設整備・維持管理・運営編）					別添資料3	諸室名称の色分けにおいて清掃の必要なし諸室が、日常・定期清掃にが記載されている場合は、どちらが正しいのでしょうか。	平成16年11月8日付けで修正いたしましたが、日常・定期清掃に が付いているものが業務対象となります。
108	要求水準書 通信指令システム編（概要版）	5	第2	6	(3)		「事業者以外の者に著作権のあるものについては、警察本部に使用許諾権が発生するものとする」と記載されていますが、「事業者以外の者に著作権のあるものについては、警察本部に使用権が許諾されるものとする」という変更が必要ではないでしょうか？（10/12の回答No3参照願います）（警備部会議室システム・刑事部会議室システムも同様）	ご質問のとおりです。「事業者以外の者に著作権のあるものについては、警察本部に使用権が許諾されるものとする」とします。
109	要求水準書 通信指令システム編（概要版）	6	第3	(13)			データ変換費用は事業費に含むとのことですが、変換作業は既設業者のみが可能です。他の業者は作業委託せざるを得なければならず、費用積算についても依頼せねばなりません。著しく既設業者が有利になると考えます。公平性を保つために、データ形式を汎用形式に変換されたものを、SPCに提供いただくことは可能でしょうか。もしくは、汎用形式への変換作業が事業範囲に含まれるとした場合には、公平性を保つためにその積算費用を県から既設業者に見積り取得していただき、妥当性を判断されたうえで、県から参加各社に、公表していただくことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。本事業で整備するシステムに必要な移行データの変換費用はSPCの負担とします。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
110	要求水準書 通信指令システム編（概要版）	16	第5	1	(2)		<p>「第三者の影響を受けることなく」の想定ケースとして、平成16年10月12日付け「要求水準書（案）特殊機器（概要版）」に関する質問への回答 No.11」にてご回答いただいておりますが、OSまたはミドルウェアのサポート中止については対応が必要と考えますが、システムの安定稼働の観点より、バージョンアップについては必要に応じて行うことが望ましいと考えますが、このような解釈でよろしいでしょうか（OS及びミドルウェアのバージョンアップを行うとシステム全体の見直しが必要となってしまいます）</p> <p>また「質問への回答」の中に、「更新したOAソフト」とありますが、OAソフト更新は行うという要求水準でしょうか。そうである場合、上記同様システム安定稼働の観点より、OSとOAソフトの動作条件が合う場合に限定するという解釈でよろしいでしょうか。 （警備部会議室システム・刑事部会議室システムも同様）</p> <p>OSバージョンアップ対応は、通信指令システムは5年後の機器更新時に対象システムに必要性に応じて検討しますが、警備・刑事部会議室システムは事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご質問のとおりです。
111	要求水準書 通信指令システム編（概要版）	18	第5	9			<p>交通管制システムとの接続について接続仕様は他県警での実績により類推することは可能です。しかし、交通管制システム側の改修費用については警察本部殿の実情によるところが大きく影響します。公平性を保つためにその積算費用を県から交通管制システムベンダに見積り取得していただき、妥当性を判断されたうえで、県から参加各社に公表していただくことは可能でしょうか。</p>	交通管制センター側の改修費用は事業外とし、接続にかかる費用は本事業者負担とする。なお、接続に関する詳細については今後配布する要求水準書 通信指令システム編を参照して下さい。
112	要求水準書 通信指令システム編（概要版）	20	第6	4	(1)		<p>「使用者の全員に～」とありますが、人数規模等を教えていただけませんか。 人数規模まで不明であれば、通信指令システム、警備部会議室システム、刑事部会議室システムそれぞれの利用部門の課の数を教えていただけませんか。 （警備部会議室システム・刑事部会議室システムも同様）</p>	対象者人数は未定ですが、対象の課としては3つの課を想定しています。
113	要求水準書 通信指令システム編（概要版）	21	第7	4	(1)		<p>「技術進歩に見合ったものと更新すること」とは、保守部品の入手が困難となった場合に、技術進歩に見合ったものに更新すると考えて良いですか。また、技術進歩に見合ったものに更新する場合の費用について著しく費用が必要になってしまう場合、別途協議できるものと考えてよろしいですか。</p> <p>（「第7 支援システム 5 支援システムの更新」の部分以外の件に関する質問です。）</p> <p>（警備部会議室システム・刑事部会議室システムも同様）</p>	原文のとおりとします。更新費用についてはSPCの負担とします。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
114	要求水準書 通信指令システム編(概要版)	21	第7	4			消耗品の使用量が想定できないため、想定使用量もしくは過去の実績を教えていただけませんか。 もし実績のご提示が難しいようでしたら、当社実績にて想定を提示させていただき、その想定使用量を超える量の使用があった場合は、別途協議とさせていただきます。 (消耗品がすべて民間負担だと、使用者のコスト意識が低くなる可能性があり、適正な上限を設けていただきたく存じます) (警備部会議室システム・刑事部会議室システムも同様)	原文のとおりとします。
115	落札者決定基準	3	第3	1			「全構成員」に求められる、安定的かつ健全な財務能力を有していることとありますが、どの指標で、どのように評価されますか。	入札参加資格確認申請において提出された資料を参考に、総合的に判断します。
116	落札者決定基準	3	第3	1			「全構成員」に求められる、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとありますが、具体的には、どのように評価されますか。	入札参加資格確認申請において提出された資料を参考に、総合的に判断します。
117	落札者決定基準	3	第3	1	表3-1	構成員等に求められる事項	1) a : 安定的かつ健全な財務能力の具体的な基準についてご教示願います。	入札参加資格確認申請において提出された資料を参考に、総合的に判断します。
118	落札者決定基準	5	第5	2	表5-1	施設整備に関する項目	設計業務は、要求水準書(施設整備・維持管理・運営編)の「VE提案に伴う設計変更業務」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
119	落札者決定基準	7~10	第5	3	(2)		各審査項目の満点点は明記されていますが、満点以外の得点がどのように配点されるのかは記述がありません。 提案ごとに与えられる得点は具体的にどのような方法で配分されますか。未定の場合、得点配分方法を今後公表する予定はありますか。	落札者決定基準、第5、3、(3)に記載しています。
120	落札者決定基準	8	第5	3	(4)		「施設整備に関する項目」のうち「 : 建築・設備の性能」についてはVE提案がなされない場合は加点がなくなりますでしょうか。	ご質問のとおりです。
121	基本協定書(案)	1	第2条	第2項			第2項の「当事者義務」の内容として県の要望事項を「尊重」とあります。当然ながら誠意を持って協議し、最善の努力は致しますが、必ずしもその要望を尊重できない事態も考えられます。努力義務的な内容への変更を希望します。	「尊重」とは落札者が誠意を持って県と協議し、最善の努力をされることを想定しています。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
122	基本協定書(案)	1	第3条	第31項			「…[代表企業][落札者]は、特別目的会社の総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとする」とされておりますが、応募グループの構成員のうち1社が議決権の最大割合を保有すれば、必ずしも「代表企業」が保有する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	落札者が応募グループであった場合は「代表企業」が、単独企業が落札した場合は「落札した応募企業」が特別目的会社の総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとします。
123	基本協定書(案)	2	第5条				1項及び2項の「事業者」とは、第3条に規定されている「特別目的会社」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
124	基本協定書(案)	2	第9条				設計変更に関する協議には「設計者」も参加するとの理解でよろしいのでしょうか。	落札者の判断とします。
125	基本協定書(案)	3	第10条				「実施方針等に関する質問への回答(平成16年8月31日)」71において、事業契約締結に至らなかった場合の費用負担を基本協定書にて定める旨のご回答でしたが、第10条では双方に帰責性のない場合のみ定めています。落札者の責めによらず、議会にて否決された場合のお取扱いについても明記願います。	県議会で否決された場合は双方に帰責性がない場合とします。
126	事業契約書(案)	6	第1条	(60)			本件施設等と特殊機器とで引渡予定日は同じとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
127	事業契約書(案)	8	第6条	第2項			「入札提案書」の前に「入札説明書等」が抜けているのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、事業契約書(案)第6条2項を「本契約に定めがない場合、入札説明書等及び入札提案書に基づき解釈する。」に訂正します。
128	事業契約書(案)	8	第6条	第3項			「前項に示した文書に相違がある場合、本契約、入札提案書、入札説明書等に対する質問回答、実施方針の順に規定が優先する」とありますが、「入札説明書等」はどこに位置づけられると考えればよろしいでしょうか？	ご指摘のとおり、事業契約書(案)第6条3項を「前項に示した文書に相違がある場合、本契約、入札説明書等、入札提案書、入札説明書等に対する質問回答、実施方針の順に規定が優先するものとする。ただし、入札提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、入札説明書等より入札提案書の規定を優先する。」に訂正します。
129	事業契約書(案)	8	第6条	第3項			「入札提案書」の前に「入札説明書等」が抜けているのではないのでしょうか。(ただし書以降の文脈に繋がりません)	No128をご参照下さい。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
130	事業契約書(案)	8	第8条	第1項			「SPCは、……株式会社として設立し、」とありますが、「構成企業は、……株式会社としてSPCを設立し、」ではないでしょうか。	原文のとおりとします。
131	事業契約書(案)	8	第8条	第3項			構成会社及び協会の責に帰すべき事由は、SPCの責に帰すべき事由とみなすとあります。「本事業の遂行にあたって」を最初に付加する等、限定的な表現への変更を希望します。	原文のとおりとします。
132	事業契約書(案)	8	第9条	第1項			「第5条第1項各業務」とは、第1項の業務及びこれに係る資金調達とこれらに附随する一切の業務という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
133	事業契約書(案)	8	第9条	第2項			委託者等の使用について貴県が承認しない場合は、どのようなケースでしょうか。	当該時点の状況により判断します。
134	事業契約書(案)	8	第9条	第2項			「軽微な部分」の具体的な基準をご提示ください。	軽微な部分については、県とSPCの間で協議することとします。
135	事業契約書(案)	8	第9条	第5項			「受託者等」とありますが、第4項と同様に「第1項及び第2項に基づく、受託者等」とすべきと考えますが如何でしょうか。	原文のとおりとします。
136	事業契約書(案)	9	第10条				関係者協議会の県側の出席者の想定をご教示下さい。	事業契約書(案)第10条に記載のとおり、本契約締結後、関係者協議会設置要綱を作成します。
137	事業契約書(案)	9	第11条				「県が取得・維持すべき許認可及び県が提出すべき届出は」とありますが、貴県が想定されている許認可、届出を具体的に御教示願います。	水道及び下水道の事前協議を想定しております。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
138	事業契約書(案)	9	第11条				「必要な一切の届出についてもSPCが自らの責任と費用負担において提出しなければならない」とあります。例えば、建築確認申請に必要な添付設計図書については現実的に原設計者が作成することになると存じますが、かかる書類作成業務費についてもSPCが負担するというのでしょうか？そうであるならば、予め当該業務費として見込むべき金額を開示いただけるように御検討ください。	建築確認申請に必要な添付設計図書については既に日本設計にて作成済みですので、設計図書に変更がなければこれを使用して確認申請することは可能です。なお、V E提案による設計変更に伴う添付設計図書の変更についてはSPCの負担となります。
139	事業契約書(案)	9	第11条	第1項			「県が取得・維持すべき許認可及び県が提出すべき届出」には、設計者が取得・維持・届出すべきものも含むと考えてよろしいでしょうか。	設計者が取得・維持・届出すべきものはないと想定しております。
140	事業契約書(案)	9	第11条	第5項			公平な契約の観点から、貴県とSPCの双方が「合理的な範囲で負担する」という規定に修正していただけないでしょうか。	SPC及び県それぞれの責めに帰すべき場合は、それぞれの負担としており、原文のとおりとします。
141	事業契約書(案)	9	第12条	第1,2項			両項目とも最後に「県は、必要と認める場合には、…」とあります。SPCが要請しても、県が必要性を認めなければ、協力が得られない構成になっております。「SPCが要請すれば、…」と変更されることを希望します。	県として必要性を判断した上でSPCが実施する説明に協力することとしており、原文のとおりとします。
142	事業契約書(案)	9	第12条	第1,2項			「県が必要と認める場合」だけでなく、本事業の推進のため、貴県による協力が必要であると認められるときは、SPCの要請に応じて協力していただけないでしょうか。	県として必要性を判断した上でSPCが実施する説明に協力することとしており、原文のとおりとします。
143	事業契約書(案)	9	第12条	第2項			「合理的に要求される範囲」とは、具体的にどのような基準と理解すればよろしいでしょうか。	社会通念上、一般に要求されるであろう範囲として、本件施設の建設に伴い考えられる影響とご理解下さい。
144	事業契約書(案)	9	第12条	第3項			ここでの質問は、第3項の「期間延期により県及びSPCに生じた追加的費用又は損害については、SPCが負担する。」とありますが、SPCのみの負担ではなく、県及びSPCでの負担としていただけないでしょうか。また県が現在想定されています県の追加的費用を御教示願います。	近隣対策については、事業契約書(案)第12条第2項に示すとおりSPCのリスクとしており、原文のとおりとします。県の追加的費用については、県及びSPCで協議を行うこととします。
145	事業契約書(案)	9	第12条	第3項			例えば、電波障害については本件施設を設置することに起因するものであり、その対策による期間延期リスクについては、県も負担すべきものと考えます。期間延期による全リスク(追加的費用又は損害)をSPCだけが負担するというについては再考頂けないでしょうか。	電波障害におけるリスクについては、事業契約書(案)第12条第5項(2)に示すとおり、SPCが負担するものとしており、原文のとおりとします。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
146	事業契約書(案)	9	第12条	第3,6,7項			工期延長の協議が整わない場合、貴県が延長期間を定め、SPCはこれに従うとありますが、第6項に従って、解除に向けた協議の余地もあると理解してよろしいでしょうか。また、第3項と第7項との関係はどのように整理されておりますでしょうか。	事業契約書(案)第12条第6項に基づいて解除に向けた協議は行いますが、解除権は県が有します。第3項は工事期間及び費用について、第7項は事業計画の変更について規定であり、具体的な状況により、どちらか一方若しくは両方の規定を適用をする場合があると想定しています。
147	事業契約書(案)	9	第12条	第4項			「本件施設を設置・運営すること自体に対する住民反対運動・訴訟等」により、本件引渡予定日を合理的な期間延期した場合、SPCに生じた追加的費用又は損害は、貴県にご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
148	事業契約書(案)	9	第12条	第4項			「第1項及び第2項」を、「第1項乃至第3項」に修文願います。	近隣対策の実施は、事業契約書(案)第12条1項と2項の規定ですので原文のとおりとします。
149	事業契約書(案)	9	第12条	第4,5項			貴県が負担するとされている費用・損害について、具体的な負担方法・時期等をご教示ください。また、SPCが保険金を受領した場合はSPCが第三者に賠償金を支払うとありますが、保険金額を超える部分については、どのような扱いになりますでしょうか。	具体的な負担方法・時期等については、県及びSPCで協議を行うこととします。保険金額を超える部分については、県が負担するものとします。
150	事業契約書(案)	10	第12条	第5項			本件工事に基づくものでもSPCが善良な管理者の注意義務を払っても避けることの出来ない騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶などの事由により損害を与えた場合の負担及び工期遅延リスクは、貴県及びSPCにて合理的な範囲で解決するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
151	事業契約書(案)	10	第12条	第5項	(1)		「…SPCが保険、保証、補償金等を受領した場合…」とありますが、SPCが保証、補償金を受領するとは、どのようなケースが想定されるのでしょうか。ご教示ください。	保険の内容によりますが、第三者への賠償金相当額として保険会社等から保険金等を受領するケース一般を想定しています。
152	事業契約書(案)	10	第12条	第5項	(1)		「…SPCが保険、保証、補償金等を受領した場合…」とありますが、保険とは、建設工事保険を想定されているのでしょうか。建設工事保険であれば、別紙29の不可抗力による損害の負担割合の規定1(1)では1%まではSPC負担となっているので、SPCの負担すべき額を控除した後の保険金額について、県が負担すべき額から控除されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、事業契約書(案)別紙14をご参照下さい。また、これ以外の保険については提案者の提案とします。後段についてはご質問のとおりです。
153	事業契約書(案)	10	第12条	第5項	(1)		公表された電波障害予測調査資料の不備等に起因する損害は貴県のご負担である旨確認ください。また、入札提案内容が原設計に基づく電波障害範囲に影響を与えない場合も、事業者が電波障害リスクを負担するとのお考えでしょうか。	参考資料として公表した電波障害対策範囲はあくまで参考ですので、電波障害の影響範囲については全て対策をとっていただきます。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
154	事業契約書(案)	10	第12条	第5項	(2)		電波障害に関する障害についてはSPCが負担するものと記述されておりますが、参考資料として提示された対策範囲以外でその影響が出た場合等の対応については対策を講じないという解釈で宜しいでしょうか。	No153をご参照下さい。
155	事業契約書(案)	10	第14条	第1項			「施設整備費に関する初期費用」とありますが、何が対象となるのでしょうか。ご教示ください。	融資組成に関する費用を想定しております。
156	事業契約書(案)	10	第14条	第2項			第14条第2項において、「なお、SPCは、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には(中略)かかる質権設定の費用はSPCが負担する」として、所謂質権設定方式に関する条文が記載されておりますが、事業者側の選択肢を広げるためにも、履行保証保険だけに限定せず、同条第1項第4号にて掲げられている保証事業会社の保証も対象とする方が適切と考えられます。 つきましては、保証事業会社の保証も、選択肢に加えて頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
157	事業契約書(案)	11	第14条	第2項			履行保証保険について、貴県を被保険者とした場合は、質権設定が不要という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
158	事業契約書(案)	11	第14条	第2項			履行保証保険契約の締結、質権設定等の期限はいつでしょうか。	原則として本契約締結時とお考え下さい。
159	事業契約書(案)	11	第15条	第1項			各種調査として、既に県が行った調査資料についてはご提示頂けますでしょうか。また、提示される場合はいつ頃になりますでしょうか。	地質調査を実施しております。調査結果は別途有償頒布いたします設計図書に反映されております。
160	事業契約書(案)	11	第15条	第3項			貴県が負担するとされている費用・損害について、具体的な負担方法・時期等をご教示ください。	具体的な負担方法・時期等については、県及びSPCで協議を行うこととします。
161	事業契約書(案)	11	第15条	第3項			貴県とSPCとの協議が整わない場合の取扱いは、どうなりますでしょうか。	事業契約書(案)第23条の規定に従うものとします。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
162	事業契約書(案)	11	第15条	第3項			当該損害は、再調査費の負担を含む一切の損害である旨、修文願います。	再調査費は増加費用に含み、損害の範囲は合理的な範囲です。原文のとおりとします。
163	事業契約書(案)	11	第15条	第4項			貴県が行った本件土地に関する調査資料から合理的に予測又は想定できない瑕疵があることが判明した場合、及び事業者が実施した調査結果等との間で著しい差異がある場合等については、第25条の「県の責に帰すべき事由による」ものとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第15条第3項及び第4項の規定どおりとし、ただちに第25条を適用しません。
164	事業契約書(案)	11	第15条	第5項			「その他事業者の」「その他SPCの」に修正願います。	ご指摘のとおりです。
165	事業契約書(案)	12	第16条				<p>「設計図書に関する責任は県が負担する。」とありますが、メンテナンス用設備など運営維持管理上で必要な追加設備などが発生した場合、その時の追加費用は貴県にご負担いただけるのでしょうか。例えば次のようなケースで生じる追加費用負担につき本条にいう「設計図書に関する責任」に含むかどうか確認したい。</p> <p>内外壁、ガラス等の清掃を行うために必要な足場が実施設計図書では完全に確保できない場合における常設足場又は仮設足場支持設備の追加に係る費用。</p> <p>隠蔽部の設備や配管等の点検のために必要な点検口・扉が実施設計図書では完全に確保されていない場合における当該点検口・扉設備の追加に係る費用。</p> <p>水を使用するメンテナンス業務が見込まれる場所について、実施設計図書では合理的に期待される範囲に水栓設備を欠いていた場合における水栓設備及びこれに付随する配管設備の追加に係る費用。</p> <p>高所作業が見込まれる場所について、安全確保のために必要な手摺等の墜落防止設備が実施設計図書に欠いていた場合における当該墜落防止設備の追加に係る費用。</p>	維持管理運営業務において発生する費用は原則として事業者負担となっています。あらかじめ想定される維持管理運営業務に必要な設備については、事業者は設計変更の承認を求められるので、可能な限り設計時点で解決しておくことが望ましいと考えます。
166	事業契約書(案)	12	第16条				第138条第3項では、SPCが作成した図面等の著作権はSPC帰属とありますが、VE提案については設計者帰属となっています。第3項により、SPCはVE提案による設計内容に責任を負う以上、著作権の帰属についてご再考願えないでしょうか。	VE提案要領第12著作権のとおり、VE提案に基づき変更された実施設計図書に関する著作権は、設計者に帰属するものとします。
167	事業契約書(案)	12	第16条				SPCが設計者と取り交わす契約の内容については、本条を含む本契約上の設計者としての義務及び責任を、全てパススルーして規定できることを、貴県と設計者との間で事前に確認済みとの理解でよろしいでしょうか。	本条を含む事業契約書上の設計者としての義務及び責任については、県と設計者との間で事前に確認済みです。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
168	事業契約書(案)	12	第16条	第9,10項			VE提案を実施せずに、当初の設計図書を採用した場合、本事業の費用が減少することがあるのでしょうか。	VE提案を実施せずに、当初の設計図書を採用しても、本事業の費用が減少することはありません。しかし、VE提案を行った場合は、コスト縮減分を入札価格に反映させることが可能です。
169	事業契約書(案)	13	第17条	第1項			「事業者提案」「入札提案書等」の誤りではないでしょうか。	ご質問のとおりです。
170	事業契約書(案)	13	第17条	第1項			SPCの検討結果と、貴県の実施/不実施の判断結果とが食い違う場合、SPCは結果に対する責任・負担を免れると理解してよろしいでしょうか。	県はSPCの検討結果を踏まえて設計変更の実施又は不実施を決定し、SPCに通知することとしており実施又は不実施の責任は県が、また、その際の負担は事業契約書(案)第17条2項に記載しております。
171	事業契約書(案)	13	第17条	第2項			サービス購入費の増額方法(支払時期・支払金額)をご教示ください。	具体的な方法等については、県及びSPCで協議を行うこととします。
172	事業契約書(案)	13	第17条	第2項			設計変更に伴う設計費用については、SPCが設計者と新たに設計契約を結んだ上で設計者に支払った後、サービス購入費の増額として貴県がご負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
173	事業契約書(案)	13	第17条	第3,4項			第3項では、SPCは事前の貴県の承認がなければ設計変更が行えないとありますが、第4項では、設計変更が行われた場合、事後的に貴県の承認を得るとあります。設計変更については、事前及び事後の承認が両方必要ということでしょうか。	事前に設計変更の承認を要し、事後に設計変更後の設計図書及び工事別内訳書の承認を要します。
174	事業契約書(案)	13	第17条	第4項			「工事別内訳書」の定義がありませんので、ご説明願います。	有償頒布する実施設計図書の金抜き内訳書に準じる書式とします。
175	事業契約書(案)	13	第17条	第5項			上記質問に関連して、本項で事後の承認については14日間の期限が設けられていますが、第3項の事前承認については期限がないのでしょうか。	事前承認を期限経過後に擬制することは想定していません。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
176	事業契約書(案)	13	第18条	第1項			本文における設計変更に伴い、本件施設の工事に遅延が発生すると見込まれる場合には、県はSPCに対し建設期間の変更について認めるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第23条の規定に従うものとします。
177	事業契約書(案)	13	第18条	第1項			「必要」「必要性」の誤りではないでしょうか。	ご質問のとおりです。
178	事業契約書(案)	13	第18条	第1,2,3項			第1,2項では、SPCは事前に貴県の承認を得るとあり、第3項では、事後的に貴県の承認を得るとあります。事前及び事後の承認が両方必要ということでしょうか。	事前に設計変更の承認を要し、事後に設計変更後の設計図書及び工事別内訳書の承認を要します。
179	事業契約書(案)	14	第20条	第1項			第1条(69)により、定義上「設計図書」は設計変更を含んでいますが、設計図書と本契約等との不一致とは、どのような場合を想定されているのでしょうか。	現時点では想定していません。
180	事業契約書(案)	14	第20条	第2項			「第25条第1項第2項」とあるのは、「第1項第2号」が正しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
181	事業契約書(案)	15	第21条	第4項			別途工事についての資料等現段階で提示できるものがございましたらご提示願います。	No49をご参照下さい。
182	事業契約書(案)	15	第21条	第4項			貴県の発注にかかる備品等搬入業者に起因して建設期間が遅延した場合は、貴県の責めに帰すべき事由として取り扱うものと理解してよろしいでしょうか。	県等が別途発注する整備機器及び備品等の搬入設置作業により、遅延することを想定していません。
183	事業契約書(案)	15	第21条				貴県が負担するとされている費用について、具体的な負担方法・時期等をご教示ください。また、保険により填補される部分を除くとありますが、SPCの保険ではカバーできない部分、並びに第三者等への損害については、どのようにご負担されますでしょうか。	前段については、具体的な負担方法・時期等については、県及びSPCで協議を行うこととします。後段については、第5項の規定どおりとします。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
184	事業契約書(案)	15	第23条	第21項			工期の延長につきましては、社会通念上、通常必要と認められる延長期間を考慮し、貴県が誠実に協議に応じていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
185	事業契約書(案)	15	第25条				次のとおりとする以下の番号が「(5)」から始まっていますが…	ご指摘のとおりであり、(1)からに訂正します。
186	事業契約書(案)	15	第25条	第1項			(5)は(1)、(6)は(2)、(7)は(3)の誤りでしょうか。	No185をご参照下さい。
187	事業契約書(案)	16	第26条	第1項			第1項「設計者をして県が民間(旧四会)連合協定・建設監理業務委託契約約款に基づき定めた定額報酬 円にて工事監理者として」とありますが、プロジェクトファイナンスを前提とするPFIにおいては、SPCの負担する業務責任及びリスクを個別業務委託先へ漏れなく移転することが基本であり、かかる責任及びリスクの移転を詳細に規定する必要から、例えばPFIの工事請負契約に民間(旧四会)連合約款が通常使用されないのと同様、工事監理業務についても約款を「民間(旧四会)連合協定」に限定することは適切でないと考えられます。この点、貴県の見解をお示し下さい。	原文のとおり、民間(旧四会)連合協定・建設監理業務委託契約約款に基づいてください。
188	事業契約書(案)	16	第26条	第1項			定額報酬額は、本来監理業務の内容に応じて決定されるべきものと思われます。第3項の民間(旧四会)連合協定約款の監理委託書は、業務内容を選択できる方式となっておりますので、当該合意済みの業務内容をご開示いただいた上で、改めて適正な報酬額について監理者と協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	公表しました報酬額は県が民間(旧四会)連合協定・建設監理業務委託契約約款に基づき想定した業務内容にかかる報酬額ですので、これにより契約してください。
189	事業契約書(案)	16	第26条	第6項			工事監理者及びその委託費用については県が決定したものであることから、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、SPCの責めにきずべきものを除き県が負担すべきではないでしょうか？	SPCが設計者に工事監理業務を委託することになりますので、工事監理リスクは事業者といたします。
190	事業契約書(案)	17	第28条	第7項			「貴県によって完了が否認された場合」とありますが、具体的にどのようなケースが想定されますでしょうか。	事業契約書(案)第28条第6項の規定にある本体工事の撤去、廃棄物の処分の確認が行えない場合等です。
191	事業契約書(案)	17	第29条	第4項			備品整備にかかる入札価格を逸脱しない限度であっても、場合によっては再調達等に費用が生じることも考えられます。「備品整備にかかる入札価格を逸脱せずSPCに追加費用が生じない範囲で」としていただけないでしょうか？(第30条3との平仄を合わせて下さい)	備品整備等にかかる入札価格を逸脱しない限度内では、SPCの負担とします。備品整備と広報センター整備では追加費用の状況が異なると認識しています。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
192	事業契約書(案)	18	第29条	第4項			備品の変更に伴う増加費用の負担についても、規定をお願いします。	No191をご参照下さい。
193	事業契約書(案)	19	第31条	第3項			安全上の理由など、正当な理由がある場合には、随時の立会いを制限させていただく場合があることをご確認ください。	原文のとおりとします。
194	事業契約書(案)	19	第31条	第5項			「建設中」「建設期間中」の誤りではないでしょうか。	ご質問のとおりです。
195	事業契約書(案)	19	第33条	第1項	(3)		「本件施設の試運転等」とありますが、具体的な範囲・内容をご教示ください。	維持管理および運営に関し支障がない状態であることを確認するために、事業者の判断にて行うものとします。
196	事業契約書(案)	20	第35条				SPCが善管注意義務を払ってもなお、通常避けられない損害については、どのような取扱いとなりますか。	不可抗力の規定に従うこととなります。
197	事業契約書(案)	20	第36条	第2項			SPCの原始取得に伴う不動産取得税、並びに貴県への移転登記に伴う登録免許税は非課税と考えてよろしいでしょうか。	平成16年8月31日付け「実施方針等に関する質問への回答」No101にて公表したとおりです。所有権登記については事業契約書(案)第37条をご参照下さい。
198	事業契約書(案)	21	第39条	第1項			重要でなく、過分の費用を要する瑕疵については、民法の規定に則り、修補義務を負わないものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第39条第1項の記載のとおりです。
199	事業契約書(案)	21	第39条	第2項			「構造耐力上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律施工令第6条第1項及び第2項に定める部分に相当し、かつ、構造耐力及び雨水の侵入に影響のない部分を除くという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
200	事業契約書（案）	21	第40条	第1項			関係機関とは具体的にどのような機関かにつきご教示下さい。 第三者である関係機関との維持管理業務計画書等に関する協議不調に伴い、工期変更等及び追加費用が生じた場合については、第25条の規定に準ずるとの理解で宜しいでしょうか。	関係機関とは、国、千葉市等の維持管理上関係する機関です。 ご質問のとおりです。
201	事業契約書（案）	22	第42条	第1項			ここで記載のある『説明・研修』とは、特殊機器に対する説明・研修を行うと理解してよろしいでしょうか。	ここで記載している「説明・研修」とは、施設整備業務にて整備したもので必要と思われるものに対して実施していただきます。
202	事業契約書（案）	23	第44条	第3項			「本件施設運営関係者が、業務の調整に協力しない場合、…県が適切と考える権利（損害賠償請求、解除権の行使を含むがこれに限られない。）を、適時行使する。」とありますが、本件施設運営関係者が、業務の調整に協力しないため、SPCに発生した損害、追加費用は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	維持管理業務上、本件施設運営関係者との協議の不調を原因としてSPCに損害や追加費用が発生することを想定していません。
203	事業契約書（案）	23	第44条	第3項			本件施設運営関係者が業務の調整に協力しないことにより維持管理業務計画書の策定が遅延し、本件施設等の引渡し遅延に至った場合、SPCに生じた追加費用については県が負担する（県は、県と本件施設運営関係者との間で締結した契約に基づく権利行使を行い、SPCに対して負担した追加費用を本件施設運営関係者から回収する）との理解で宜しいでしょうか？ 上記 でない場合、本件施設運営関係者の帰責による維持管理業務計画書の策定遅延等は不可抗力事由に相当すると考えて宜しいでしょうか？	No202をご参照下さい。
204	事業契約書（案）	23	第45条	第2項			県が入札説明書等及び入札提案書等に定める条件を変更する場合は、具体的にどのようなケースを想定されていますか？	現時点では想定してません。
205	事業契約書（案）	24	第47条	第1項			維持管理業務の総括責任者及び業務責任者は、本件施設に常駐しなければならないでしょうか。 また、業務責任者のうち1名が総括責任者を兼務することは可能でしょうか。あるいは、維持管理業務の総括責任者が運営業務の総括責任者を兼ねることは可能でしょうか。 各構成企業及び協力企業の従業員が、総括責任者及び業務責任者に就くことも可能との認識でよろしいでしょうか。	本件施設への常駐は規定していませんが、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整することを求めています。 維持管理業務と運営業務の総括責任者が兼務していただいても結構です。 各構成企業及び協力企業の従業員が、総括責任者及び業務責任者に就くことは可能です。
206	事業契約書（案）	24	第47条	第1項			維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者と第56条に規定されている運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者は兼務して宜しいでしょうか。あるいは、別々に総括責任者を配置するのでしょうか。	兼務していただいても結構です。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
207	事業契約書(案)	27	第56条	第1項			運営業務の総括責任者及び業務責任者は、本件施設に常駐しなければならないでしょうか。 また、業務責任者のうち1名が総括責任者を兼務することは可能でしょうか。あるいは、運営業務の総括責任者が維持管理業務の総括責任者を兼ねることは可能でしょうか。 各構成企業及び協力企業の従業員が、総括責任者及び業務責任者に就くことも可能との認識でよろしいでしょうか。	本件施設への常駐は規定していませんが、運営業務の全体を総合的に把握し調整することを求めています。 運営業務と維持管理業務の総括責任者が兼務していただいても結構です。 各構成企業及び協力企業の従業員が、総括責任者及び業務責任者に就くことは可能です。
208	事業契約書(案)	28	第59条	第2項			福利厚生諸室等利用者から徴収する「販売価格等」につきましては、事前に県の承認を得なければならないことになっておりますが、「販売価格等」の承認基準がございましたらご提示ください。	販売価格等についての承認基準は設けていませんが、県と協議の上、県の承認を得ることとします。
209	事業契約書(案)	28	第59条	第2項			福利厚生諸室運営業務及び喫茶店運営業務は独立採算業務であることから、本来「販売価格等」の決定は事業者の提案により行うべきと考えますが、県が事前に「承認する」意図をご教授ください。 また、本条文「…設定については、SPCは事前に県の承認を得なければならない」を「…設定については、SPCは事前に県と協議を行わなければならない」と修正することは可能でしょうか。	SPCには、施設及び必要な設備等が無償にて提供されるという条件であることから、良質かつ低廉なサービスの提供を期待するものであり、これに関して合理的範囲内で協議を行うことを前提とするためです。また、提供される施設等については、県の所有であることから県との承認が必要であると考えています。
210	事業契約書(案)	30	第66条				として「本件ハードウェア作成業務」を入れる必要があるのでは？ (抜け落ちているように思われます)	事業契約書(案)第6章第3節では本件ソフトウェアの開発、第6章第6節で特殊機器の製作・設置等に関する内容を記述しており、原文のとおりとします。
211	事業契約書(案)	31	第69条	第4項			本項にいう「設計に関する一切の責任」とは第70条に定める責任と同一との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第70条はSPCの設計に対する責任が具体化された規定です。
212	事業契約書(案)	31	第69条	第6項			「合理的な範囲の費用を負担する」とありますが、解釈と致しましては、特別な事情を除く、通常要した費用については県に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。(79条第2項、101条第5項も同様ですので、ご回答お願い致します。)	ご質問のとおりです。
213	事業契約書(案)	34	第82条	第2項			受託者が従前から権利を有していたものについては、SPCに権利帰属させることなく、著作権法のとおり受託者に留保されると解釈してよろしいでしょうか。	著作権の譲渡がなされない限り受託者が有します。
214	事業契約書(案)	35	第87条				条文中の「本件ソフトウェア仕様書」「本件ソフトウェア作成業務」は、「本件ハードウェア仕様書」「本件ハードウェア作成業務」ではないでしょうか？	ご指摘のとおり、事業契約書(案)第87条を「SPCは前条により確定した本件ハードウェア仕様書に基づき本件ハードウェア作成業務を実施する」に訂正します。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
215	事業契約書(案)	35	第87条			(関連条項)第74条	「本件ソフトウェア仕様書に基づき本件ソフトウェア作成業務を実施する。」とありますが、「本件ハードウェア仕様書に基づき本件ハードウェア作成業務を実施する。」の誤りではないでしょうか。	No214をご参照下さい。
216	事業契約書(案)	36	第93条	第2項			操作マニュアルが「特殊機器の使用又は操作のために必要又は適切な事項を記載しているか否か」の判断が「県の合理的判断」に委ねられる、とありますが、当該判断はSPCとの協議を経てなされと考えてよろしいでしょうか。その場合、本項は、「…必要又は適切な事項を記載していないと、SPCとの協議のうえ合理的に判断した場合には」と記述すべきと考えますが、いかがでしょうか。	操作マニュアルの作成については、事業契約書(案)第93条第2項のとおり、「SPCは、当該通知を受領した場合には、県との間で修正方法を協議」する旨の記載があります。原文のとおりとします。
217	事業契約書(案)	36	第91条				本件特殊機器整備関係者が業務の調整に協力しないことにより特殊機器整備業務の遅延が生じた場合、SPCに生じた追加費用については県が負担する(県は、県と本件特殊機器整備関係者との間で締結した契約に基づく権利行使を行い、SPCに対して負担した追加費用を本件特殊機器整備関係者から回収する)との理解で宜しいでしょうか? 上記でない場合、本件特殊機器整備関係者の帰責による特殊機器整備業務の遅延は不可抗力事由に相当すると考えて宜しいでしょうか?	維持管理業務上、本件施設運営関係者との協議の不調を原因としてSPCに損害や追加費用が発生することを想定していません。
218	事業契約書(案)	36	第91条	第3項			「本件特殊機器整備関係者が、業務の調整に協力しない場合、…県が適切と考える権利(損害賠償請求、解除権の行使を含むがこれに限られない。)を、適時行使する。」とありますが、本件特殊機器整備関係者が、業務の調整に協力しないため、SPCに発生した損害、追加費用は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	維持管理業務上、本件施設運営関係者との協議の不調を原因としてSPCに損害や追加費用が発生することを想定していません。
219	事業契約書(案)	38	第96条	第1項			(1) 瑕疵担保責任につきましては、補修を行う、補修できない場合に損害賠償を負担する、という内容に変更することを検討いただけませんかでしょうか。 (2) 損害賠償金額については、損害賠償条項に関する一般的な要望(「質問24 損害賠償について」を参照願います)と同様、賠償金額の上限を設定させて頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。損害賠償の上限金額については、別途検討させて頂きたいと考えます。	(1)については事業契約書(案)のとおりとします。 (2)については上限を定めることは想定していません。
220	事業契約書(案)	38	第97条	第1項			「県とSPCは協議により当該変更の可否及び当該変更起因してSPCに生じる増加費用又は損害の費用負担を定めるものとする」とありますが、第98条の規定に準ずるものと理解して宜しいでしょうか?	協議事項であり、事業契約書(案)第98条とは異なります。原文のとおりとします。
221	事業契約書(案)	38	第97条	第2項			SPCの責めに帰すことのできない事由により、整備期間が変更となった場合、整備期間変更に伴い生じるSPCの増加費用は、県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	SPCの責めに帰すことのできない事由については、事業契約書(案)第98条(1)及び(3)の規定に従います。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
222	事業契約書（案）	39	第100条	第1項			「本件引渡日の30日前までに」とありますが、「本件引渡予定日の30日前までに」にはないでしょうか？（修正願います）	ご指摘のとおり訂正します。
223	事業契約書（案）	40	第101条	第1項			特殊機器の保守管理業務を行う際は、SPCの責任と費用負担で実施することは了解しておりますが、全体の効率的な維持管理/運営業務のためには、県とSPC間で役割分担が必要なケースがあるかと思えます。トラブル発生時などは顕著です。効率的な業務遂行、ひいてはVFM向上のためにも、維持管理/運営業務運営の役割分担表を事業契約書添付書類として作成することは、如何ですか。（施設維持管理なども同様）	ご質問のとおり、本事業で整備する特殊機器については効率的な保守管理が求められます。従いまして、貴社の考える保守管理についてご提案下さい。
224	事業契約書（案）	40	第101条	第2項			保守管理期間について、更新対象装置及び更新対象システムについては5年間とありますが、第107条第1項からは供用開始後5年目を目処に県が指定する日に更新を行うと読めるため、更新対象装置及び更新対象システムの保守管理期間は必ずしも5年間ではないとの認識で宜しいでしょうか？（両条項の平仄を合わせるよう修正願います。）	特殊機器の更新については、基本的に供用開始後5年を想定していますが、技術革新等により更新時期が変動することが想定されます。これらの理由により特殊機器の更新については、供用開始後5年目を目処としております。ご指摘のとおり、保守管理期間について第101条、第107条の平仄を合わせるよう訂正します。
225	事業契約書（案）	40	第102条				102条の「更新」とは、通信指令・警備部会議室・刑事部会議室システムそれぞれの要求水準書の「第7 保守管理業務 4 機器更新及び消耗品」に記載されている「更新」という解釈でよろしいですか。	具体的には、今後、配布する要求水準書（通信指令システム編、警備部会議室システム編、刑事部会議室システム編）において明示します。
226	事業契約書（案）	40	第102条				国費側システム変更が原因となる改修は、費用について本事業内ではなく別途協議という認識でよろしいですか。	本事業外で整備するシステム変更により本事業で整備するシステムの改修が必要となる場合については、県の費用負担においてSPCが必要な修繕等を行うこととします。
227	事業契約書（案）	40	第102条	第4項			県の費用負担方法についてご教示願います。（サービス購入費の改定あるいは一時払い、等）	費用負担の具体的な方法については、県及び事業者で協議を行うこととします。
228	事業契約書（案）	41	第105条	第1項			特殊機器の保守管理業務において県又は第三者に発生する損害とはどのようなケースを想定されておりますでしょうか。例えば110番の通報ができなくなった時、重大犯罪により多数の被害者が発生した場合、その損害賠償はどこまで負担すれば宜しいでしょうか。	現段階で想定することは困難ですが、最終的には裁判等で相当因果関係の範囲内の損害ということとなります。
229	事業契約書（案）	41	第105条	第1項			「県又は第三者に損害が発生したときは、SPCはその損害を賠償しなければならない。」とありますが、この場合に想定されている第三者の範囲について具体的にご教示願います。	県及びSPC以外の者です。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
230	事業契約書(案)	41	第105条	第1項			SPCが損害賠償する内容は、直接的損害に限り、システムに起因した間接的損害は賠償する必要は無いと言う事で宜しいでしょうか？	文言上、限定はしていません。
231	事業契約書(案)	41	第105条	第1項			SPCが特殊機器の保守管理業務を履行する過程で、又は履行した結果、県又は第三者に損害が発生した場合であっても、第三者の責めに帰すべきものである場合、SPCに損害賠償の義務は生じないとの理解で宜しいでしょうか？	事業契約書(案)第105条第3項の規定に従います。
232	事業契約書(案)	42	第106条	第1項			貴県の職員による特殊機器の損傷は、本項の「県の責めに帰すべき事由による特殊機器の損傷」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
233	事業契約書(案)	42	第106条	第2項			特殊機器を損傷しうる第三者とはどのような者を想定されているのでしょうか。テロ等によって損傷した場合についてもSPCがその責めを負わなければならないのでしょうか。	第三者とは、県及びSPC以外の者をいいます。テロ等による損傷は不可抗力であると考えています。
234	事業契約書(案)	42	第106条	第2項			第三者による特殊機器損傷という問題について、SPCの負担としますと、SPCとしてリスク想定をすることが不可能です。また契約第67条第3項において「納入物を納入した後の危険は県がこれを負担する」とあります。以上を踏まえて、第三者が特殊機器を損傷した場合は、SPCは免責とさせて頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。	事業契約書(案)106条第2項を「SPCが第101条に規定される義務を尽くしたにもかかわらず、第三者が特殊機器を損傷した場合の増加費用又は損害の負担については第11章(法令変更)又は第12章(不可抗力)の規定に従うものとする。」に変更します。
235	事業契約書(案)	42	第106条	第2項			「特殊機器を第三者が損傷した場合、SPCがその責めを負う。」とありますが、本項は削除していただけないでしょうか。	No234をご参照下さい。
236	事業契約書(案)	42	第106条	第2項			「特殊機器を第三者が損傷した場合、SPCがその責めを負う。」とありますが、SPCがその業務執行にあたり善管注意義務を尽くしていた場合にはSPCは責任を負担しない、との理解でよろしいでしょうか。	No234をご参照下さい。
237	事業契約書(案)	42	第106条	第2項			第三者による特殊機器の損傷につきSPCが責めを負うことの根拠をご教示願います。(合理性を欠くと考えます)	No234をご参照下さい。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
238	事業契約書（案）	42	第107条	第1項			支援システムの更新の際、システム機能の技術進歩を反映するとの記載があります。 5年間の技術進歩が予想つかないため、事業開始前に策定した提案内容から大幅に異なる可能性を懸念しております。 大幅に異なる際は、69条-6、70条-3の記載に従い、設計変更と考えサービス購入費用の増減を行うことは可能でしょうか。	当該時点の状況により判断します。
239	事業契約書（案）	42	第107条	第1項			システム更新日に関して、本条第2項に定められる更新計画書の提出及び、本条第3項に定められるSPCと県との協議の結果、システム更新日が決定されるのでしょうか？（別紙5にはシステム更新日として「平成 年 月 日」の記載例がありますが） 「供用開始後5年目を目処とし、県が指定する日」とは、供用開始後5年目の事業年度に属する営業日という認識でよろしいでしょうか？ システム更新に関する事業日程（別紙5）について、事業契約締結時には具体的な日程が定められるでしょうか？（上記、の認識で正しければ、具体的な日程の定めは困難と思われませんが）	具体的な日程については、県及びSPCで協議を行うこととします。
240	事業契約書（案）	42	第108条	第2項			当該業務の履行まではサービス購入費の支払を要しないとありますが、特殊機器の更新業務にかかる費用については更新業務の完了後に支払われるとの理解で宜しいでしょうか？ その場合、支払方法等について以下のようにすることは可能でしょうか？ ・更新業務の完了を県が確認した後に支払を開始する（更新業務完了時から特殊機器保守管理業務の終了時までの期間にわたり各回平準化した支払とする） ・当該支払にかかる基準金利については更新業務完了確認時におけるTSR（5年）とする。	特殊機器更新費は特殊機器整備費と一体のものとし、特殊機器整備費等に含み支払います。
241	事業契約書（案）	42	第108条、 第109条				第1節の見出し（施設等整備費サービス購入費の支払手続）が、第108条、第109条の内容とあっていませんので、修正が必要ではないでしょうか？	ご指摘のとおりサービス購入費の支払手続と訂正します。
242	事業契約書（案）	42	第112条	第1項			本件施設等又は特殊機器について“必要に応じ”補修・修繕を行う旨が規定されていますが、どの程度の補修・修繕を想定していますか？ SPCが要求水準を満たした維持管理・保守管理を履行している中での本件施設等又は特殊機器の経年劣化については、本項に定める補修・修繕の対象外と考えますが宜しいでしょうか？	本件施設等及び特殊機器の引渡には要求水準書に定める要求水準を満たしている必要があります。経年劣化を理由として要求水準に達していないことは全維持管理・運営期間を通じて認めません。
243	事業契約書（案）	45	第113条	第3項			SPCから県に引き渡す資料に、当社の秘密情報が含まれている場合、当該資料を第三者に開示する際は、秘密保持契約締結等の措置をとっていただけますか。	事業契約書第137条（秘密保持）をご参照下さい。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
244	事業契約書(案)	45	第113条	第4項			「別途合意した金額」を算定する算式を、実際の事業契約締結前に協議の上決定することはいかがでしょうか。	現時点で、買取を行う物品の想定ができないため、原文のとおりとします。
245	事業契約書(案)	45	第115条	第1項	(3)		県が、SPCの本契約に基づく業務の履行が不可能又は著しく困難であるか否かを判断するにあたっては、SPCに融資を行なう金融機関による事業介入及び再建(リストラクチャリング)を助案いただけますでしょうか？	県と金融機関との直接協定において取り扱いを定めることを予定しています。
246	事業契約書(案)	46	第115条	第3項	(1)		例えば、福利厚生諸室等の運営業務においてSPC帰責により火災等が発生し、施設の修復工事を行う必要が生じた場合、修復工事期間については福利厚生諸室の運営業務を行うことができません。この場合、 修復工事が完了すればSPCの運営業務が問題なく再開できること 当該修復工事をSPCの費用負担により行うこと SPCが火災等の再発を防止すべく業務改善を行なうこと 等を条件に、本号の適用対象外とする(=修復工事期間を業務不履行日数のカウント対象外とする)ことは可能でしょうか？	当該時点の状況により判断します。
247	事業契約書(案)	46	第116条	第1項			施設整備費相当の10分の1に相当する金額の違約金とは、第14条(履行保証)に定める履行保証の最低金額(=施設整備費等のうち割賦手数料、建中金利、施設整備に関する初期費用と認められる費用等を控除した金額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1)と同一金額と考えて宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
248	事業契約書(案)	46	第116条	第2項			本件施設等の引渡し前のSPCによるサービス購入費の一部受領とは、具体的には施設整備等一時払金の受領を指しているとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
249	事業契約書(案)	46	第116条	第2項			「当該サービス購入費及びこれに対する受領時【解除通知到達日の翌日】から」とありますが、「受領時」ではなく「解除通知到達日の翌日」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
250	事業契約書(案)	46	第116条	第4項			ここでいう「出来形部分」には、事業開始から解除時点までに支出した全ての費用(SPC設立関連費用、アドバイザー費用、各種調査費、建中金利、金融関連費用、解体費など)が含まれると理解してよろしいでしょうか。 仮に含まれないとされる場合には、これらの費用をどのように補填いただけるのかご教示ください。	ここでいう出来形部分とは、所有権の対象となる本件施設等の部分を指します。県は、出来形部分を買収した場合、当該出来形部分に相当する買受代金支払債務を負担します。事業契約書(案)第116条はSPCの債務不履行による規定であるため、その他費用の補填はありません。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
251	事業契約書（案）	46	第116条	第41項		(同様)第117条第1項, 第120条第1項	「経過利息を付した上」とありますが、経過利息の計算に適用される利率は、入札提案書記載の利率（基準金利＋提案スプレッド）と理解してよろしいでしょうか。第117条第1項、第120条第1項も同様です。	金利の固定以前は入札説明書記載の基準金利とし、金利の固定以降の基準金利は当該時点での利率を意味します。
252	事業契約書（案）	46	第116条	第41項			「当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得し、買い受けることができ、…」とありますが、「買い受けるものとする」と変更願います。また、「当該出来高部分の買受代金支払債務と前項の違約金支払請求権、…県がSPCに対して有する請求権を対等額で相殺することにより決済することができる。」とありますが、仮に、出来高部分と違約金支払請求権が相殺されてしまうと、保険会社がSPCの違約金支払債務を対象とする履行保証保険を支払わなくなってしまうので、履行保証保険で違約金支払債務相当分が支払われる場合は、出来高部分と違約金相当分の相殺はしない旨を条文中で規定願います。	前段及び後段については、SPC帰責による解除の場合ですので、県の選択とします。
253	事業契約書（案）	46	第116条	第4,5項			第4項及び第5項の規定は、前条（第115条）により本契約が解除された場合に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
254	事業契約書（案）	47	第116条	第61項			更地にすることが妥当であると判断される具体的な基準・要件をご教示ください。また、「更地」の定義としては、南庁舎の解体撤去工事の着手後においては、南庁舎の解体撤去工事の完了確認時の状態を指すものと理解してよろしいでしょうか。	前段については当該時点の状況により判断します。後段についてはご質問のとおりです。
255	事業契約書（案）	47	第116条	第91項			県の裁量で特殊機器の買取（整備業務の続行）を行なうことを決定する場合の具体的な判断基準についてご教示下さい。	当該時点の状況により判断します。
256	事業契約書（案）	47	第116条	第91項			「この場合、当該特殊機器整備業務相当額のサービス購入費支払債務と第1項の違約金支払請求権、…県がSPCに対して有する請求権と対等額で相殺することにより決済することができる。」とありますが、仮に、サービス購入費支払債務と違約金支払請求権が相殺されてしまうと、保険会社がSPCの違約金支払債務を対象とする履行保証保険を支払わなくなってしまうので、履行保証保険で違約金支払債務相当分が支払われる場合は、サービス購入費支払債務と違約金相当分の相殺はしない旨を条文中で規定願います。	原文のとおりとします。
257	事業契約書（案）	47	第117条	第11項			違約金は、事業年度の維持管理・運営費の1年間分相当額及び特殊機器保守管理業務の1年間分相当額の合計額の10分の2に相当とありますが、他の案件と比べ過大と思いますが、ご配慮頂けないでしょうか。	契約に関するガイドライン（民間資金等活用事業推進委員会）105頁、109頁でも、解除された事業年度の1年間分の維持管理運営費相当の100分の20という考え方が例示されており、過大とは考えておりません。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
258	事業契約書（案）	47	第117条	第1項			本項において、SPCは違約金を県の指定する期間内に県に対して支払わなければならないとされている一方で、県はサービス購入費のうち未払分を違約金と相殺した上で残額をSPCに支払うとされており、齟齬が生じております。県の指定する期間内に支払わない場合に限り、サービス購入費の未払分と相殺すると解釈して宜しいでしょうか？（宜しければその旨を修文願います） 経過利息計算上の金利については「基準金利+提案スプレッド」が適用されるとの理解で宜しいでしょうか？	県による相殺がSPCの違約金支払に先行する場合もあります。No251をご参照下さい。
259	事業契約書（案）	48	第117条	第6項			県の裁量で特殊機器の買取（整備業務の続行）を行なうことを決定する場合の具体的な判断基準についてご教示下さい。	当該時点の状況により判断します。
260	事業契約書（案）	48	第119条				本条の主旨（どのような場合に県が任意解除権を行使することを想定しているか）につきご教示願います。	現時点で想定できるものではありません。
261	事業契約書（案）	48	第119条				「特段の理由を有することなく」とは、事例としてどのようなものをお考えですか。	現時点で想定されるものではありません。
262	事業契約書（案）	48	第120条	第1項			経過利息の計算に適用する金利について、 1．本件施設等の引渡し後の場合は「基準金利+提案スプレッド」が適用されるとの理解で宜しいでしょうか？ 2．本件施設等の引渡し前（=基準金利の決定前）の場合はどのような金利が適用されますか？ 3．上記において、適用された金利がSPCの調達金利に満たない場合には、差額を本条第2項に基づき県に賠償請求可能との理解で宜しいでしょうか？	1及び2はNo251をご参照下さい。3はご質問のとおりです。
263	事業契約書（案）	48	第120条	第1項			県の帰責又は都合による契約解除の場合に、県が期限の利益を保持したままとするのはいささか不合理です。一括払いに関する議会の議決を得られない場合等の真にやむを得ない場合を除き、原則として一括払いにより支払うとすることは決して不合理でないと考えますが、いかがでしょうか？ （第123条（2）についても同様です）	原文のとおりとします。
264	事業契約書（案）	48	第120条	第2項			損害の合理的な範囲には、SPCに生じた一切の金融費用、追加の税金負担等も含まれることをご確認ください。	SPCが被った金融費用、追加の税金負担等を含む損害および増加費用につき合理的な範囲について賠償します。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
265	事業契約書(案)	48	第120条	第3項			当該破壊検査に要する費用は、貴県のご負担という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
266	事業契約書(案)	48	第121条	第1項			「出来形」の定義、及び出来形の認定方法・基準についてご説明ください。	「千葉県建設工事検査要綱」に準拠して、検査、認定をすることを想定しています。
267	事業契約書(案)	48	第121条	第2項			「前項記載の解除がなされた場合」という文が重複しており、趣旨が不明確です。本項の内容を改めてご説明ください。	事業契約書(案)121条第2項は、以下のとおり訂正します。 「前項記載の解除がなされた場合、県は、本件工事の進捗状況を考慮して、本件土地の原状回復が妥当であると判断した場合、SPCに対して本件土地を更地とした上で県に引き渡すことを求めることができる。この場合、県が当該更地とするための工事費用を負担する。」
268	事業契約書(案)	48	第121条	第2項			更地にすることが妥当であると判断される具体的な基準・要件をご教示ください。また、「更地」の定義としては、南庁舎の解体撤去工事の着手後においては、南庁舎の解体撤去工事の完了確認時の状態を指すものと理解してよろしいでしょうか。	No254をご参照下さい。
269	事業契約書(案)	48	第121条	第2項			工事費用の支払方法(時期・金額)をご教示ください。	具体的な方法については、県及びSPCで協議を行うこととします。
270	事業契約書(案)	50	第125条	第2項	(2)		本事業の資金調達のためSPCが金融機関に対して担保提供を行う場合については、合理的な理由がない限り原則として県の事前承認を得られると考えて宜しいでしょうか？	担保提供が合理的であると判断すれば事前承認致します。
271	事業契約書(案)	50	第125条	第2項	(3)		特殊機器の保守管理業務終了時等に特殊機器担当事業者が変更される場合、または特殊機器の保守管理業務が本事業の対象外になる場合が、特殊機器担当事業者の株式移転のケースに相当しますか。(入札説明書p19にも同様の記載があります)	事業契約書(案)第125条第2項に記載のとおり「SPCは、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を県に対して制約する」とあります。従いまして、契約書(案)第125条第2項に記載の(1)～(4)までの記述を遵守して下さい。
272	事業契約書(案)	50	第127条	第2項			ここでいう「当該解除までにSPCが履行済みの業務費に相当するサービス購入費」には、SPCが事業開始から解除時点までに支出した全ての費用(SPC設立関連費用、アドバイザー費用、各種調査費、建中金利、金融関連費用、解体費など)が含まれると理解してよろしいでしょうか。	支出した全ての費用ではなく「当該解除までにSPCが履行済みの業務費に相当するサービス購入費」を意味します。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
273	事業契約書(案)	50	第127条	第2項			経過利息の計算に適用する金利について、 本件施設等の引渡し後の場合は「基準金利+提案スプレッド」が適用されるとの理解で宜しいでしょうか？ 本件施設等の引渡し前(=基準金利の決定前)の場合はどのような金利が適用されますか？	No251をご参照下さい。
274	事業契約書(案)	50	第127条	第3項			「乃至第122条」「乃至第122条」の誤りではないでしょうか。	事業契約書(案)第127条第3項は、以下のとおり訂正します。 「3 第1項によって本契約が解除された場合の本件施設等及び特殊機器の措置については、関係法令に抵触しない範囲で第121条(本件施設等引き渡し前の解除における本件施設等の処理)乃至第124条(特殊機器全部引き渡し後の解除における特殊機器の措置)の規定に従うものとする。」
275	事業契約書(案)	50	第127条	第3項			「第121条(本件施設等引き渡し前の解除における本件施設等の措置)乃至第122条(特殊機器全部引き渡し後の解除における特殊機器の措置)の規定に従う」とありますが、ここでいう第122条は正しくは124条ではないでしょうか。	No274をご参照下さい。
276	事業契約書(案)	51	第130条	第2項			経過利息の計算に適用する金利について、 本件施設等の引渡し後の場合は「基準金利+提案スプレッド」が適用されるとの理解で宜しいでしょうか？ 本件施設等の引渡し前(=基準金利の決定前)の場合はどのような金利が適用されますか？	No251をご参照下さい。
277	事業契約書(案)	51	第130条	第2項			ここでいう「当該解除までにSPCが履行済みの業務費に相当するサービス購入費」には、SPCが事業開始から解除時点までに支出した全ての費用(SPC設立関連費用、アドバイザー費用、各種調査費、建中金利、金融関連費用、解体費など)が含まれると理解してよろしいでしょうか。	支出した全ての費用ではなく「当該解除までにSPCが履行済みの業務費に相当するサービス購入費」を意味します。
278	事業契約書(案)	51	第130条	第3項			「第121条(本件施設等引き渡し前の解除における本件施設等の措置)乃至第122条(特殊機器全部引き渡し後の解除における特殊機器の措置)の規定に従う」とありますが、ここでいう第122条は正しくは124条ではないでしょうか。	事業契約書(案)第130条第3項は、以下のとおり訂正します。 「3 第1項によって本契約が解除された場合の本件施設等及び特殊機器の措置については、関係法令に抵触しない範囲で第121条(本件施設等引き渡し前の解除における本件施設等の処理)乃至第124条(特殊機器全部引き渡し後の解除における特殊機器の措置)の規定に従うものとする。」
279	事業契約書(案)	52	第131条				不可抗力による増加費用又は損害の負担に関し、SPCが保険金を受領した場合の取扱いが、本条と別紙29とで異なる記載となっております。本条前段で「別紙29に従う。」とされていますので、ただし書き以降は削除すべきと思われますがいかがでしょうか。	ご質問のとおりです。
280	事業契約書(案)	53	第137条	第1項			「コンサルタント」の定義がありません。	弁護士、公認会計士、税理士等、法令上の守秘義務を負う専門家又はこれらに準じる者を指します。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
281	事業契約書(案)	53	第137条	第1項			法令に基づき開示する場合であっても、SPCまたは受託者等において正当な理由(競争上の理由、営業秘密、特許等)がある場合は、当該情報を非開示とすることを認めていただけないでしょうか。	具体的な事由に応じて検討します。
282	事業契約書(案)	53	第137条	第1項			弁護士及びSPCに融資を行なう金融機関についても、情報開示の対象に含める必要はないでしょうか？	ご質問を踏まえ、事業契約書(案)第137条第1項を以下のとおり修正します。 「県及びSPCは、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、又は自己の出資者、並びに本事業に関しSPCに融資する金融機関及びその代理人以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、県又はSPCが法令に基づき開示する場合はこの限りではない。」
283	事業契約書(案)	53	第139条				著作権の行使、及び著作権の侵害等に関する義務・保証については、著作権を保有する設計者が負担すべき内容であり、SPCはコントロールできませんので、別途、貴県が締結される設計契約等において貴県と設計者との間で取り決めされるべきと考えますが如何でしょうか。	ご質問のとおりです。
284	事業契約書(案)	全体					【県の判断について】 事業契約書中、「県の合理的判断」「県の客観的判断」など県が何らかの意思表示を行うとの記述がありますが、これら判断の前提にはSPCとの協議及び合意があると考えてよろしいでしょうか。 (例：第93条2項，第80条4項，第97条2項など)	協議する規定していない条文は県が最終判断権を有しますが、事業契約書(案)第2条及び第3条の規定は尊重いたします。
285	事業契約書(案)	全体					【損害賠償責任について】 不可抗力による損害賠償責任を除き、SPCが負担しなければならない損害賠償の上限が定められておりません。SPC側は、負担が相当な金額にのぼるケースを想定し、高額な保険に加入し見積もりが高額になるおそれがあると推定します。その場合、結果としてPFI事業としてのVFMが低下することになりかねません。損害賠償に比べ保険金が不足する場合は、事業継続が困難になることも発生します。 合理的な損害賠償の上限を設定いただけませんかでしょうか。	上限を定めることは想定していません。
286	事業契約書(案)別紙	5	別紙3	3	(1)ア	表2	「予定価格に対する支払額の割合」と表中にありますが、予定価格とは建中金利などその他費用を含んだ施設整備費等の総額と理解してよろしいでしょうか。	予定価格である42,499,814,000円に対する割合です。
287	事業契約書(案)別紙	5	別紙3	3	(1)	ア	国庫補助金より支払われる施設整備等一時払金の支払いに変更が生じた場合、事業者側の資金調達も変更になります。この事業者側の資金調達変更に伴い提案時に想定していた資金調達費用に追加が生じますが、その追加費用は平成18年3月末日以降に変更があった場合は、合理的範囲内として貴県にご負担いただけるとのことでよろしいでしょうか。また、現時点で想定している内訳及び支払時期は、契約時までに変更されないことがないとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
288	事業契約書(案)別紙	5	別紙3	3	(1)	ア	国庫補助金交付申請は貴県がして下さるとのことでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
289	事業契約書(案)別紙	6	別紙3	3	(1)	ウ	県の責に帰すべき事由により本件工事に遅延が発生した場合、基準金利の確定日(「施設引渡し日の2銀行営業日前」)が延期され、SPCの借入金利が増加する可能性があります。当該増加費用又は資金調達面でのSPCの被る損害については県が負担するものと考えてよろしいでしょうか。 あるいは、実際に事業契約締結時には、基準金利の確定日を、確定日付(平成 年 月 日)で規定することは可能でしょうか。	事業契約書(案)第25条又は第38条の規定に従います。 基準金利の確定日を確定日付で規定することは想定していません。
290	事業契約書(案)別紙	6	別紙3	3	(4)		特殊機器の更新業務完了前にSPC帰責により事業契約が解除された場合、当該解除時までにSPCが受領している特殊機器整備費等のうち更新業務にかかる費用については、県に返還する義務を負うとの理解でよろしいでしょうか?その場合、事業契約上のその旨を明確に規定願います。	ご質問のとおりです。
291	事業契約書(案)別紙	8	別紙3	6	(2)		特殊機器保守管理業務の原価には保守人件費が大きな比率を占めるため、企業向けサービス価格指数(情報サービス)のソフトウェア開発、情報処理・提供サービスの傾向と異なる可能性が高いです。信頼に足る、より適切な指標が見つければ、指標を変更することは可能でしょうか。	現時点では企業向けサービス価格指数(情報サービス)として設定していますが、事業契約書(案)別紙3において、「SPCの提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、県とSPCで協議を行うものとする。」旨を記載しております。
292	事業契約書(案)別紙	30	別紙15	1	(1)		SPCの収益に大きな影響があるモニタリング実施計画の内容(特に減額部分)は、見積もり数値にも影響を与えるため、提案書作成期間に明確化していただくことは可能ですか。	モニタリングの方法や項目については、SPCが提供するサービスの方法により異なることから、事業契約締結後に県及びSPC相互に協議し、モニタリング実施計画書を策定するものとします。
293	事業契約書(案)別紙	31	別紙15	1	(2)		特殊機器整備費の支払いを留保する場合は、どのようなケースを想定していますか。	事業契約書(案)別紙15の2、(2)「本施設の引渡以前のモニタリング(施設整備段階)の記載内容が確認できず、(3)「完成確認」ができないことを想定しています。
294	事業契約書(案)別紙	31	別紙15	1	(3)		事業契約締結後にSPCが提出する事業計画書とは具体的にどのようなものを想定していますか?また事業契約中のどこに規定されていますか?	事業契約書(案)別紙15 1 (3)を以下のとおり修正します。 「県とSPCは、事業契約締結後に相互に協議し、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載したモニタリング実施計画書を作成する。」
295	事業契約書(案)別紙	32	別紙15	2	(1)	イ	モニタリングの結果はいつSPCに通知されますでしょうか?業務計画書提出後 日以内に通知等、明確に規定いただくことは可能でしょうか? 業務計画書が要求水準を満たしていないことによって事業が遅れた場合の一切の損失はSPCが負担するとありますが、県による業務計画書のモニタリングが大幅に遅れた場合についてはどのようにお考えでしょうか?	事業者の業務計画に支障のないように通知します 県によるモニタリングの大幅な遅れを想定していません。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
296	事業契約書(案)別紙	35	別紙15	2	(4)	イ	モニタリング手順に県/SPC間のモニタリング結果、改善勧告後の状況の協議の場を設けることは可能ですか。 ((1)業務計画書の確認、(2)本施設完成確認の際のモニタリング、(3)完成確認の際も同様)	協議すべき事項は関係者協議会で協議いたします。
297	事業契約書(案)別紙	36	別紙15	2	(5)	イ	事業終了時のモニタリングにおける要求水準未達とは、本件施設等の整備業務又は特殊機器の整備・更新業務に起因するものではなく、本件施設等の維持管理業務又は特殊機器の保守管理業務に起因するものと考えられるため、支払が留保されるべきは施設整備費等ではなく維持管理費又は特殊機器保守管理費ではないでしょうか？(施設整備費等は、本件施設等の整備業務又は特殊機器の整備・更新業務の対価であり、本件施設等及び特殊機器の引渡し(又は更新時)における県の完成確認をもって要求水準を満たしたと既に判断されていることから、支払が留保されるべきではないと考えます。)	事業契約書(案)第34条第2項の規定により原文のとおりとします。
298	事業契約書(案)別紙	37	別紙15	3	(1)		モニタリングの結果(改善勧告を含む)についてはモニタリング実施後どのようなタイミングで(いつまでに)SPCに通知されますか？ 改善勧告が行なわれた場合でも、速やかに改善・復旧を実施し県による確認を受けた場合は、サービス購入費は減額されないとの理解で宜しいでしょうか？	事業契約書(案)別紙3「5 支払手続き」に記載のとおりです。 減額については、事業契約書(案)別紙15「4 支払の減額」に記載のとおりです。
299	事業契約書(案)別紙	38	別紙15	4	(1)		減額は民法420条に定める「損害賠償額の予定」と理解していいですか。	実損がより高額な場合、その賠償義務が発生します。
300	事業契約書(案)別紙	40	別紙15	4	(3)	ウ	減額ポイント計算の対象となる業務区分は、事業契約書別紙P39-40に掲載されている表の対象業務の区分(建物保守管理業務、設備保守管理業務…)と同一ですか。	ご質問のとおりです。
301	事業契約書(案)別紙	40	別紙15	4	(3)	ウ	最大の減額の幅がサービス購入量の60%と、SPCの経営基盤に影響を与えかねない水準かと推定します。 モニタリングは適切なサービスを確保するのが主目的であり、民間資金等活用事業推進委員会から平成15年6月23日公表の「モニタリングに関するガイドライン」にも示されているように、「サービス提供そのものが損なわれてしまうこと等がないよう他の措置とバランスをとり選定事業者の財務状況の急速な悪化への懸念にも配慮して検討する必要がある」と記載あるように、過度の減額はPFIの主旨にそぐわないと考えられます。 支払い減額ではなしに、支払い延期、もしくは減額幅の圧縮を検討いただくことは可能ですか。	事業契約書(案)別紙15に示す「モニタリング及び改善要求措置並びに購入費の減額手続き等」については、警察業務が安定的に維持される上では、必要不可欠なものであります。減額の幅が60%となる事態が生じる場合がどのような状態であるのかをよくご認識下さい。
302	事業契約書(案)別紙	47	別紙22	第1条			「事業契約[第○条第○項/第○条第○項]に基づくSPCの県に対する債務」とありますが、○に該当するものは「第39条/第96条」であるという理解でよろしいでしょうか。	平成16年11月8日付けで修正いたしました。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
303	事業契約書(案)別紙	48	別紙22				各保証人の保証範囲は、各保証人が請け負っている業務範囲のみに限られるものという解釈でよろしいですか。(他の保証人が請け負っている業務範囲までの連帯保証は、各社の経営基盤まで揺るがしかねないと考えます) 1条の「主債務」とは、事業契約書39条もしくは96条の「瑕疵担保責任」のみと考えて良いでしょうか。 その場合、2条の「主債務の内容」、「本保証の内容」とは、県とSPCの合意による瑕疵担保期間の変更以外にございますか。	ご質問のとおりです。 前段についてはご質問のとおりです。後段については工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約に伴う主債務の内容の変更とご理解ください。
304	事業契約書(案)別紙	48	別紙22				工事請負人等がSPCに連帯して保証する内容が不明確ですが、保証内容はあくまで事業契約(案)第39条記載の「本件施設等の瑕疵の補修又は損害賠償」ということによろしいでしょうか。 また、保証人(=受託者)は、自らが受託した業務の範囲のみ保証すべきものであり、受託業務以外の業務まで保証することは、受託者にとって過度の保証と思われるが、本保証書(案)では、工事請負人等は、受託した業務以外についても連帯して保証するようにも受け取れます。各受託者が受託業務についてのみ連帯して保証する内容の保証書を個別に提出するように修正することは可能でしょうか。	前段については、ご質問のとおりです。後段については、原文のとおりとします。
305	事業契約書(案)別紙	54	別紙28				類型的に影響を及ぼすとはどのような意味でしょうか? 法人税等の税制変更(類似税制の新設含む)についても県が負担すべきではないでしょうか?	地方公共団体が所有する庁舎の建設及び維持管理・運営業務及び警察本部が整備する特殊機器システムの構築・保守管理の実施に係る内容が対象となるような法令変更を想定しています。 税制度変更リスクについては、税の内容によって適切な主体が負担することとし、協議により決定します。
306	事業契約書(案)別紙	54	別紙28				「類型的又は特別に影響を及ぼす」とありますが、抽象的な表現と思われるので、どのような場合を想定されているのかご教示ください。また、ご回答内容に基づき、具体的な記載に改めていただけないでしょうか。	地方公共団体が所有する庁舎の建設及び維持管理・運営業務及び警察本部が整備するシステムの構築・保守管理の実施に係る内容が対象となるような法令変更を想定しています。
307	事業契約書(案)別紙	54	別紙28				ある法令が変更されるとして、日本全国の警察システムが変更される場合は、「類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更」に該当しますか。	ご質問の内容は、「類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更」に該当します。
308	事業契約書(案)別紙	54	別紙28				本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、どのようなものを想定しているのでしょうか。人件費に係る法定福利の上昇等は類型的又は特別に影響を及ぼす法令と理解して宜しいでしょうか。	前段については地方公共団体が所有する庁舎の建設及び維持管理・運営業務及び警察本部が整備する特殊機器システム構築・保守管理の実施に係る内容が対象となるような法令変更を想定しています。 後段については人件費に係る法定福利の上昇等は類型的又は特別に影響を及ぼす法令には該当しません。
309	事業契約書(案)別紙	55	別紙29	1	(1)		本文1行目及び2行目「県又はSPCに生じた」とありますが、「県又は」の部分を削除いただけないでしょうか。 また、本文6行目及び7行目「県又はSPCに生じた」の部分も同様です。	事業契約書(案)別紙29の第11項の標題を「増加費用及び損害が県又はSPCに生じた場合」と訂正します。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
310	事業契約書(案)別紙	55	別紙29	1	(1)		本文2行目「施設整備費相当又は特殊機器整備費の100分の1」とありますが、本件施設等整備に関する扱いであるため「又は特殊機器整備費」の部分は不要ではないでしょうか。	建設期間において特殊機器整備を行うため必要であると考えております。
311	事業契約書(案)別紙	55	別紙29	1	(2)		本文1行目及び2行目に「県又はSPCに生じた」とありますが、「県又は」の部分を削除いただけないでしょうか。	No309をご参照下さい。
312	事業契約書(案)別紙	55	別紙29	1	(2)		本文3行目「維持管理・運営費相当又は特殊機器保守管理費相当の1年間分の100分の1」とありますが、施設維持管理・運営に関する扱いであるため「又は特殊機器保守管理費相当」の部分は不要ではないでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正します。
313	事業契約書(案)別紙	55	別紙29	1	(2)		維持管理業務につき発生した不可抗力に対して、「維持管理・運営費相当又は特殊機器保守管理費相当の1年間分の100分の1に至るまで」SPC負担となっていますが、次項(3)において、別に特殊機器につき発生した不可抗力について規定がありますので、(2)施設維持管理期間では“又は特殊機器保守管理費相当”の記載は不要ではないでしょうか。	No312をご参照下さい。
314	事業契約書(案)別紙	55	別紙29	1	(3)		特殊機器保守管理費相当の1年間分の100分の1に至るまでは事業者負担との記載がありますが、具体的根拠を提示頂けませんか？	不可抗力リスクについては、不可抗力により発生する増加費用を最小化する経済的動機付けをSPCにも持っていただくためSPCにも一部を負担して頂くこととします。
315	事業契約書(案)別紙	55	別紙29	2	(1)		本文2行目「施設整備費相当又は特殊機器保守管理費相当の100分の1」とありますが、建設期間に関する扱いですので、「又は特殊機器保守管理費相当」の部分は不適当と考えますがいかがでしょうか。	建設期間において特殊機器整備を行うため必要であると考えております。
316	様式集						各様式のフォント、フォントサイズ、余白などに指定はありますか。	各様式のフォント等については、様式集「第22書式等」をご参照下さい。ここに記述していないものは規定していません。なお、余白についてはファイル綴じで見やすい余白としてください。
317	様式集		特殊機器				特殊機器全体で、提案書は200枚以内となっていますが、要求水準確認書の各システムの「表紙」も枚数に含まれるのでしょうか。	要求水準確認書については、提案書に含みません。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
318	様式集		第2	2	(5)		提出書類で使用する文字の大きさの制限については、図表などは除外されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
319	様式集		第3	6	(4)		事業計画に関する提案書、施設整備に関する提案書、維持管理に関する提案書、運営に関する提案書、特殊機器に関する提案書、要求水準確認書、入札価格関連書類は、入札提案書として一つのファイルに綴じて提出すればよろしいでしょうか。 ファイルの表紙の形式は提案者が自由に表現してもよろしいでしょうか。 ファイルの綴じ方に決まりはありますか。	入札提案書は、事業計画に関する提案書、施設整備に関する提案書、維持管理に関する提案書、運営に関する提案書、特殊機器に関する提案書、入札価格関連書類を1つのファイル、要求水準確認書（通信指令システム、警備部会議室システム、刑事部会議室システム）を1つのファイルで綴じて提出して下さい。 ファイルの表紙の形式は提案者の自由とします。 2穴ファイル綴じとします。
320	様式集		第3	6	(4)		事業計画に関する提案書、施設整備に関する提案書、維持管理に関する提案書、運営に関する提案書、特殊機器に関する提案書、要求水準確認書、入札価格関連書類には、提案書単位で通し番号を振るとなっています。番号の振り方は、提案書名を記入しない方法でよろしいでしょうか。あるいは、提案書名を記入する方法でしょうか。 例：提案書名を記入しない (2)施設整備に関する提案書（様式51～57） 1/10 2/10 3/10 …… (3)維持管理に関する提案書（様式58～64） 1/15 2/15 3/15 …… …… 例：提案書名を記入する (2)施設整備に関する提案書（様式51～57） 施設整備に関する提案書1/10 施設整備に関する提案書2/10 …… (3)維持管理に関する提案書（様式58～64） 維持管理に関する提案書1/15 維持管理に関する提案書2/15 …… ……	提案書名を記入しない方法でお願い致します。
321	様式集		第3	6	(5)		提案書のデータをPDFファイルで提出する場合には、ワード以外のソフトで作成してもよろしいでしょうか。	PDFファイルで提出する資料については、ワード以外のソフトで作成しても構いません。
322	様式集		第3	6	(5)		「様式34～107に関する全てのデータをCD-ROMに保存して」とありますが、CD-RかCD-RWでもよろしいでしょうか。御教示ください。	CD-Rでお願い致します。
323	様式集	14	様式14				VE提案書(2)の上段VE提案の効果（コスト縮減効果、原設計、VE提案、効果）については、定量評価としてのコスト（金額）を記述すれば宜しいでしょうか。また、設計変更費用については結果通知書により県より提示されますが、本様式においても入札参加者独自の算出結果をご提示するのでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
324	様式集	21	様式21				No.2「業務実績（請負契約書写し、建物の概要が分かるもの、……）」、No.3「業務実績（業務契約書写し）」、No.4「業務実績（業務契約書写し、納入したシステムの概要が分かるもの）」とありますが、内容によっては守秘義務などの関係で契約書など資料の全て又は一部を添付出来ない可能性があります。そのような場合についての御配慮又は、具体的な御指示をいただけないでしょうか。	守秘義務に違反しない資料で、業務実績が分かる資料を添付して下さい。
325	様式集	21	様式21				専任する監理技術者に対して、資格証の写しのほかに業務契約書の写しを添付する事になっています。通常、監理技術者として業務契約を締結する事は無いと思うのですが、業務契約書とはどういったものを指すのでしょうか？	様式21に記載の業務契約書の写しを監理技術者工事監理実績等が分かる資料（(財)日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORINS）の登録内容等）に変更します。
326	様式集	21	様式21				専任する監理技術者に関する書式が様式集にありません。書式は自由でしょうか？	自由書式をお願いします。
327	様式集	23	様式23				この様式23は、資格要件（施工実績）を有する企業のみ提出するという解釈で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
328	様式集	23	様式23				建設業務を2社以上の共同企業体で参加する事とした場合、様式23に記入すべき企業は資格要件を満たす企業のみでよいですか？	ご質問のとおりです。
329	様式集	24	様式24～27				業務名の記入欄において施工期間とありますが、当該業務の実施期間を記入することでよいでしょうか。	実施期間でも構いません。
330	様式集	42	様式42				本様式の作成に当たっては、後段の「作成にあたっての注意事項」に従うこと。とありますが、「作成に当たっての注意事項」をご指示願います。	～ に注意事項を追加しました。
331	様式集	42	様式42				構成員が出資する劣後ローンは、外部資金に含まれるのでしょうか。御教示願います。	外部資金に含んで下さい。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
332	様式集	48	様式48				当該事業と直接関係のない方法（例えば県内への事業所の新設など）での地域経済活性化への貢献の提案も可能でしょうか。	当該事業と直接関係のない県内への事業所の新設は、地域経済活性化への貢献とは見なされません。事業の実施に伴い、地域経済の活性化に貢献する提案を記入して下さい。
333	様式集	51	様式51				VE提案が採用されなかった場合は、本様式の提出は不要という解釈で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
334	様式集	51	様式51				「採用されたVE提案のうち、これらに該当すると考えられるものは複数使用しても構わない。」とあります。この意味は、一つのVE提案ごとに提案用紙を1枚使うということでしょうか。あるいは、例えば施設の機能性向上に関するVE提案が複数あり、1枚の提案用紙に書ききれない場合には複数枚使用してもよいということでしょうか。	様式51に示す項目1つについて、採用された複数のVE提案を使用することが可能という意味です。しかし、この場合でも、これに係る事業提案書の枚数はA4版1枚以内としてください。
335	様式集	58	様式58				維持管理業務全体に対する基本方針等は、実施体制（2枚以内）、建物保守管理業務・設備保守管理業務・外構維持管理業務（3枚以内）、清掃業務・植栽維持管理業務（2枚以内）とは別の用紙に記入すればよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
336	様式集	62	様式62 様式96				「施設維持・運営業務において、警察業務上の情報漏えい等、高度なセキュリティの確保に対する具体的な提案を記入」とありますが、施設面だけのセキュリティ確保と考えてよろしいですか。またシステム関連は、様式96と考えてよろしいですか。免振対応など、両者に関係するものは、両項目に記載して問題ないですか。	ご質問のとおりです。
337	様式集	64	様式64				修繕計画（案）は維持管理期間である20年間ではなく、ご指示とおり40年間で作成するのでしょうか。	ご質問のとおりです。
338	様式集	65	様式65				列挙された各運営業務につき用紙を1枚使い提案すればよいのでしょうか。あるいは、複数の業務内容を1枚の用紙に提案してもよろしいのでしょうか。	様式65に示すとおり、個別業務ごとにA4版1枚以内で作成して下さい。
339	様式集	65	様式65				様式65において、運営全体に対する基本方針、計画を記入することになっていますが、個別業務ごとに記載が1枚以内の指定となっているため、全体を通した記述がしにくい状況となっています。合計枚数5枚の中で適宜記述することでよろしいでしょうか。	様式65に示すとおり、個別業務ごとにA4版1枚以内で作成して下さい。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
340	様式集	74	様式74				「通信指令システム（システム性能）」の文中に、特殊機器全体で200枚以内とありますが、この様式74から様式97までの提案枚数と考えてよろしいですか。	様式72～様式97までの提案枚数です。 ただし、要求水準確認書（通信指令システム、警備部会議室システム、刑事部会議室システム）は含みません。
341	様式集	99	様式99				積算根拠は単価を示せるもの以外は、「一式」という総額表示で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
342	様式集	101	様式101				各業務の費目の諸経費、その他についてはどのような振分をすれば宜しいでしょうか。	提案者の判断にて振分け、その内容を積算根拠に記入してください。